

平成25年第5回定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年6月19日（水曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 議	6月20日 10時00分 亀里敏郎議長宣言			
閉 会	6月20日 16時40分 亀里敏郎議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	亀 里 敏 郎 議 員	7	内 田 竹 保 議 員
	2	内 間 広 樹 議 員	8	知 念 一 邦 議 員
	3	仲宗根 清 夫 議 員	9	名 嘉 實 議 員
	5	島 袋 義 範 議 員	10	友 寄 祐 吉 議 員
	6	山 城 克 己 議 員	11	渡久地 政 雄 議 員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島田勝雄君 主 査 山城佐百合君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島 袋 秀 幸 君	副 村 長	名 城 政 英 君
	教 育 長	宮 里 徳 成 君	総 務 課 長	知 念 吉 久 君
	建 設 課 長	並 里 晴 男 君	教 育 行 政 課 長	大 城 強 君
	農 林 水 産 課 長	古 堅 和 昌 君	会 計 管 理 者	内 間 常 喜 君
	農 林 水 産 課 参 事	宮 里 政 喜 君	公 営 企 業 課 長	西 江 正 君
	福 祉 保 健 課 長	金 城 和 廣 君	商 工 観 光 課 長	東 江 民 雄 君
	住 民 課 長	西 江 忍 君	政 策 調 整 室 長	宮 城 弘 和 君
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	宮 里 正 邦 君	総 務 課 長 補 佐	新 城 米 広 君
農 林 水 産 課 長 補 佐				
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

平成25年第5回伊江村議会定例会議事日程（第2号）

平成25年6月20日（木）午前10時00分 開 議

日程	議案番号	件名
第1	承認第1号	専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて
第2	承認第2号	専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて
第3	報告第5号	平成24年度伊江村一般会計繰越明許費繰越計算書
第4	同意第7号	監査委員の選任について
第5	議案第40号	伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第6	議案第41号	伊江村課設置条例の一部を改正する条例
第7	議案第42号	伊江村立公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例
第8	議案第46号	学校給食共同調理場備品購入（調理機器）の契約について
第9	議案第47号	伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
第10	議案第43号	人工透析診療施設新築工事（建築工事）の請負契約について
第11	議案第44号	人工透析診療施設新築工事（電気設備工事）の請負契約について
第12	議案第45号	人工透析診療施設新築工事（機械設備工事）の請負契約について
第13	議案第36号	平成25年度伊江村一般会計補正予算（第1号）
第14	議案第37号	平成25年度伊江村診療所特別会計補正予算（第1号）
第15	議案第38号	平成25年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第16	議案第39号	平成25年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第17	意見書第2号	B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書（案）
第18		閉会中の議員派遣について

○ 議長 亀里敏郎君

ただいまから平成25年第5回伊江村議会定例会2日目の会議を開きます。 (開議時刻10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 承認第1号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

それでは承認第1号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて提案理由について、御説明をいたします。

地方税法の一部を改正する法律、同条施行令の一部を改正する政令、同条施行規則の一部を改正する省令が、平成25年3月30日に公布され、平成25年4月1日に施行されたことに伴い、伊江村条例の一部を改正する必要がありますが、同条例の改正について、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行い、同条第3項の規定に基づいて、本議会に提案しているものでございます。

改正条例につきましては、非常に細かくなっておりますので、新旧対照表をもって概略を説明させていただきますので、新旧対照表をお開けいただきたいと思います。

7ページにまたがっておりますので、まず1ページ目の、第54条、今回の改正については下線部分、アンダーラインの部分が改正箇所となっております。第54条は、固定資産税の納税義務者等を定めております。その下の第54条第5項は、土地区画整理法による土地区画整理事業、または土地改良事業の施行に係る土地の仮換地、一時利用等の場合の固定資産税の納税義務者等を定めており、今回の改正は、新旧対照表のとおり、土地改良事業の中から独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法に基づく事業を削るという改正になっております。

次のページをお願いいたします。第131条第4項の改正でございますが、前ページの第54条第5項と同じく、土地改良法による土地改良事業から独立行政法の森林研究所法の規定による事業を削るという改正になっております。

下のほうの第3条の2項につきましては、延滞金の割合等の特例を定めております。この条項は平成26年1月1日以降に対応する延滞金について、適用するものであります。今回、国税の見直しに合わせまして、地方税に係る延滞金、そして次のページの第3条の第2項ですが、後ほどまたページを開いていただきたいと思いますと思いますが、延滞金並びに加算金の利率を引き下げる改正ということになっております。

3ページをお願いいたします。3ページの左側の第3条の第2項ですが、ここが還付加算金の利率を引き下げる改正条項を今回加えるというような改正になっております。

続きまして、3ページの第4条は法人の村民税に係る納付期限内の延長の場合の延滞金の特例に関する改正となっております。

次、開けていただきまして、4ページをお願いいたします。4ページの第4条の2につきましては、公益法人等に係る住民税の課税の特例を定めております。ここの施行月日は平成26年1月1日と定めたいと思っておりますのが、公益法人等つまり幼稚園または保育所等を設置しているものに限るということの公益法人等でございます。に対して、財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について、定めております。寄附財産を有する公益法人等が幼保連携型認定子ども園の設置のために、当該寄附財産をほかの公益法人等に贈与しようとする場合の課税の特例について、定めております。

続きまして、第7条の3の2ですが、村民税の住宅借入金等の特別控除額について定めております。第7条の3の2につきましては、施行月日を平成27年1月1日に定めたいという改正でございます。今回の消費税率の引き上げに伴う影響を平準化する観点から、特例的な措置として、平成26年から平成29年までに入居したもののについて、住宅ローン控除の延長、拡充を図る改正であります。所得税の住宅ローン控除の適用者、平成26年から平成29年までの入居者ですが、について、所得税から控除しきれなかった額があった場合に、控除限度額の範囲内で、個人住民税から控除するというような内容になっております。なお、この措置によりまして、平成27年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で地方に補てんをしていくということになっております。

続きまして、第12条の2についてですが、平成24年度から平成26年度までの各年度分の用途変更、宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置をうたっております。施行月日が平成24年4月1日にさかのぼっての適用となりますが、用途変更宅地等というのは、農地以外の土地に係る税負担の調整の措置であります。

次のページをお願いいたします。第17条の2の第3項、これは施行月日を平成26年1月1日に定めたいと考えています。これは条文にありますアンダーラインの第37条の9の2及び第37条の9の3が削除になっておりますが、これは租税特別措置法の見直しによる改正ということになっております。

それから第23条は6ページから7ページにまたがりますが、第23条につきましては、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額の控除の適用期間等の特例をうたっております。平成27年1月1日から適用することになっております。地方税法第5条の4の2、法の法則第45条の改正による条項の改正ということで、7ページまでまたがっておりますので、ひとつよろしくをお願いいたします。これは45条の項の改正による条項の改正ということになっております。

附則につきましては、第1条この条例は平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、改正後の伊江村税条例、以下新条例という、附則第12条の2の規定は、平成24年4月1日から適用するということです。附則第12条の次に1条を加える改正規定については、交付の日から定めたいと考えております。

附則第3条の2、第4条の2、第17条の2の改正規定並びに、次の条並びに附則第3条第1項の規定につきましては、平成26年1月1日から定めたいと考えております。

次に、附則第7条の3の2及び第23条の改正規定並びに附則第3条、第2項の規定は、平成27年1月1日に定める附則でございます。

次に第2条（延滞金に関する経過措置）ですが、第2条 新条例附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同時前の期間に対応するものについては、なお従前の例によると思いたいと思います。

第3条（村民税に関する経過措置）ですが、新条例附則第4条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の住民税について適用し、平成25年までの個人の村民税については、なお従前の例によるということでございます。第3条2項につきましては、新条例附則第23条の規定は、平成27年度以降の年度分の個人の村民税について適用し、平成26年度までの個人の村民税については、なお従前の例による。と思いたいと考えております。

第4条（固定資産税に関する経過措置）でございますが、第4条 新条例附則第12条の2の規定は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用すると。平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例によりたいと思っております。

2項で別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、次のページにまたがっ

ておりますので、よろしくお願ひいたします。平成25年度以降の年度分の固定資産について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。というふうにしたい附則となっております。

以上、大まかに概略をご説明いたしました、ご審議のほどをよろしくお願ひいたします。以上で、提案理由の説明を終わります。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております承認第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから承認第1号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてを採決いたします。お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第1号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

日程第2 承認第2号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

それでは承認第2号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての提案理由並びに改正の内容等について、御説明を申し上げます。

まずはじめに、提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）、同施行令等の一部を改正する政令（平成25年政令第107号）及び同施行規則等の一部を改正する省令（平成25年省令第37号）、が平成25年3月30日に公布され、平成25年4月1日に施行されたことに伴い伊江村国民健康保険税条例の一部を改正するものでありますが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定に基づき、今回承認を求めるため提案をいたしているところでございます。

それでは、ここも新旧対照表、5ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表にて説明をいたします。まず、第5条ですが、第5条は、被保険者に係る税率の改正ということで、国民健康保険から、後期高齢者医療に移行した者と、同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険の保険料について、現在5年までの間は、世帯別平等割額の2分の1の軽減措置が講じられておりますが、今回の改正で5年目から8年目までの間において、世帯別の平等割額の4分の1の軽減措置を講ずる改正の内容となっております。

次の下のほうにあります、第7条についてですが、ここは（被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）から、第21条、8ページまでまたがっておりますが、この第7条の世帯別の平等割額から第21条の保険税の減額まで、第21条8ページまでまたがっておりますが、21条の（保険税の減額）までは、

特定継続世帯として5年目から8年目までの間に、間においても世帯別、平等額の4分の1の軽減をした額を示した改正となっております。

次に8ページをお願いいたします。そういうことでの改正となっております。8ページお開きください。附則は（上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例）ということで、法律等の改正によりまして、条項の整理を行った改正が主となっております。以上、新旧対照表を説明いたしました。4ページにまたお戻りいただきたいと思っております。

4ページに戻りまして、附則（施行期日）は、第1条でこの条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第15の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。というふうにしたいと思っております。

（適用区分）といたしまして、第2条で、次項に定めるものを除き、改正後の伊江村国民健康保険条例の規定は、平成25年度以降の年度分の国民健康保険税について適用して、平成24年度分まで国民健康保険税については、なお従前の例による。としたいと思っております。第2項で新条例附則第15項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。ということで、適用区分を定めております。以上で大まかに説明をいたしました。提案理由の説明を終わります。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております承認第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから承認第2号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてを採決いたします。お諮りします。

本案は、承認することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第2号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

日程第3 報告第5号 平成24年度伊江村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

では、すみません。この議案書には、平だけありますが、平成ということで「成」を入れて挿入をお願いいたします。

平成24年度伊江村一般会計繰越明許費繰越計算書の御報告をさせていただきます。まず繰り越した事業は、6款の第1項で団体営農地保全整備事業（フナズ地区）で3,900万円。同じく6款第1項で農業水利施設保全合理化事業で4,232万2,000円、同じく6款1項で特産品加工支援施設設置助成事業で5,080万7,000円、6款3項の水産物供給基盤機能保全事業で1,100万円、8款2項の社会資本整備交付金事業で4,948万1,000円、10款5項の埋蔵文化財発掘調査業務委託料で4,000万円、合わせて6事業で全体金額5億8,498万2,000円のうち、2億3,261万円を今年度に繰り越して事業を執行をしておりますので、報告をさせていただきます。以上で御報告を終わりたいと思っております。

○ 議長 亀里敏郎君

これで、報告第5号は終わりました。

日程第4 同意第7号 監査委員の選任についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

同意第7号 監査委員の選任についての提案理由を御説明させていただきます。

本同意案件につきましては、任期満了による提案となっておりますが、これまで平成9年7月から16年間の長い間、頑張っておられました現代表監査委員の玉城忠治氏の任期が今月の6月30日までとなっております。

本人からの後進に頑張ってもらいたいと意向を尊重いたしまして、その後任として長い間役場に勤務をして医療保険課長、総務課長、公営企業課長の、多くの課長の職を歴任しており、行政経験豊かで行財政に精通し、人格高潔ですぐれた見識を持つ、伊江村字東江上441番地、具志川豊秀、昭和27年10月27日生まれを適任として提案をさせていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、今回、退任される玉城忠治代表監査員におかれましては、代表監査員としてその職務に御尽力を賜り、村の事務事業の適正な執行、村財政の健全化、あるいは職員の事務能力の向上等に御助言、御指導を賜りましたことに対し、心から敬意とお礼、感謝を申し上げます。

以上で、提案理由とさせていただきます。ひとつよろしくお願いをいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております同意第7号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第7号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから同意第7号 監査委員の選任についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第7号 監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

日程第5 議案第40号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第40号の提案理由を説明する前に、御訂正をお願いいたします。提案理由の一番下のほうですが、「透析施設」となっておりますが、申しわけございません「人工透析診療施設」の名称としたいと思っておりますので、ひとつ御記入をお願いしたいと思います。

それでは議案第40号の提案理由について、御説明を申し上げます。

人工透析診療施設開設へ向け臨床工学技士の職員採用に伴い、本条例について、所要の改正をする必要が

あるため、本条例を提案するものでございます。

それでは改正文につきましては、新旧対照表をもって御説明をさせていただきますので、新旧対照表をお開きいただきたいと思っております。下線部分、アンダーラインの部分が改正の部分となっておりますので、よろしくお願いたします。

別表第2備考中、保健師の次に「臨床工学技士」を加えるというところでございます。

それから別表第3ウの表、下のほうですが、ウ医療職給料表（2）級別標準職務表というところでの職務の欄中、理学療法士の次に「臨床工学技士」を加えるという改正の内容でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の伊江村職員の給与に関する条例の規定は平成25年4月1日から適用する。としたいと考えております。以上で、提案理由の説明を終わります。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第40号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第40号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第40号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第40号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第41号 伊江村課設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第41号 伊江村課設置条例の一部を改正する条例の提案理由について、御説明をいたします。

本年度農林水産課管轄である伊江村堆肥センターの運営を開始したことから、本条例において所要の改正をする必要があるため、この条例を提案しているものでございます。

次のページをお願いいたします。伊江村課設置条例の一部を次のように改正する。第2条 農林水産課「（4）水産業に関すること。」の次に「（5）伊江村堆肥センターの管理運営に関すること。」を加えるというところでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用したいと考えております。

次のページの新旧対象表をごらんになると一目瞭然すぐにはわかると思っておりますが、第2条の農林水産課の職務分掌の（4）の水産業に関すること。の次に、（5）伊江村堆肥センターの管理運営に関すること。というふうに付け加えるというところでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第41号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第41号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第41号 伊江村課設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第41号 伊江村課設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第42号 伊江村立公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第42号 伊江村立公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の提案理由について、御説明をいたします。

各条例において、整合性を保つため、用字用語を整理する必要があり、本条例を提案するものであります。なお、今回の議案第42号につきましては、5つの条例を同じに改正する方法をとっております。5つの条例を第42号で同時に改正する方法をとっておりますが、一般的にこの条例の整備の仕方を一般的に整備条例、一般的整備条例と言われておりますが、共通の動機に基づき並列的に改正する場合は、このような方法で上程される場合もあるというふうに御理解をいただきたいと思っております。

本条例では第1条で、(伊江村立公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)、第2条で(伊江村名誉村民条例の一部改正)、第3条で(伊江村が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の一部改正)、第4条で(伊江村自動車放置条例の一部改正)、第5条で(伊江島はにくすの設置及び管理に関する条例の一部改正) というふうに5つの条例を同時に提案してございますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

条例を説明する前に、先ほど説明しましたように、一般的に整備条例と言われておりますよということがございますので、一部改正条例のページを開けていただきたい。2ページ目を開けていただきたいと思っております。新旧対照表で説明いたします。すみません。

新旧対照表をお開きください。第1条での伊江村立公園の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。ということで、第6条の第1項第1号中、改正前の文章を見ていただきたいのですが、100円の次に「。」がついています。「100円。」になっていますが、これを「。」を取り除きまして「100円」に改めるということでございます。

それと同項第2号中、ここも「50円。」を「。」を取り除きまして「50円」に改めるという内容であります。

それから第7条(伊江村名誉村民条例)の改正ですが、第7条第1項中「取り消す」を「り」を抜きまして、「取消す」に。それから同条の第2項中、「取り消された」を、これも「り」を抜きまして「取消された」ということです。その次の「取り消し」をこれも「り」を抜いて「取消し」ということです。「第6条」を「前条」に改めるといような内容のものであります。この「取り消す」と「り」を抜くのと、抜かないのということですが、これは名詞的に使う場合と動詞的に使う場合の違いがあるということでもあります。動詞的に使う場合には、「り」を抜きますよということでの、今回の第一法規の指導によりまして、このような

文言の整理をしてあります。

それから第3条の（伊江村が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の一部改正）について、第2条中「政令300号。」の「。」がついていますが、これも「。」を取り除いて、「政令第300号」にするということでございます。

次の2ページをお願いいたします。（伊江村自動車放置条例）別表の備考1の中で、道路交通法施行規則の次に、「（昭和35年総理府令第60号）」を加えるということ、そこが抜けていますので、それを加えるということの改正です。

それから（伊江島はにくすにの設置及び管理に関する条例）ですが、ここを現在2条で地域の文化交流「並びに」となっておりますが、これを「及び」に変更するということです。改正するということです。

それから次の観光の振興を「はかる」ためと、ひらがなになっていますが、これを漢字の「図る」に改めたいと思っております。

それから3条中のはにくすには、次の施設とそれに「付帯する施設等をいう。」となっておりますが、この「付帯する施設」という「付帯」という字をこごとへんの入った、附属の附の字ですね。これ一緒ですが、「附帯する」に変更するということでございます。

それとすみません。第2条に戻りますが、第2条（伊江島はにくすにの設置及び管理に関する条例）の（設置）のところを、（名称及び位置）に改正をするということでございます。

それから第3条の、先ほど説明しました第3条は「付帯する」を、こごとへんの入った「附帯する」という漢字に、それから施設等を「いう。」ではなくて、施設等を「置く。」に改正するということでございます。

第4条 はにくすに及びその「付属設備」となっていますが、ここも変更して「付属」の「付」の字をこごとへんの入った「附属」の漢字に改正をしたいということでございます。「附属」という字が、かなり一般的にこごとへんの入っていない「付属」という字も使われておりますが、法令と公用文では、本来の表記であるこごとへんの入った「附属」という字を使うほうが、一般的に正しいと言われていているということでの御指導があつての改正をしたいと思っております。

次のページをお願いいたします。第6条 村長は、次の「各号の一」に該当するときは、と（使用の制限）のところですが、なっておりますが、これを次の「各号のいずれか」に該当するときに改正をしたいと、改めたいと思います。

同条の2項中、これも先ほどありましたように、「付属設備」をこごとへんの入った「附属設備」に。それから第6条の第2項で「き損し、又は、滅失」となっていますが、その「き損」を「損傷」にかえる。改正をするということですね。「き損」を「損傷」に漢字の損傷に変えると。又は、の次に改正前の文章で又は「滅失」を「、」を取り除いて、「滅失」するということにしたいという改正であります。

続きまして、第7条の（使用許可の取り消し等）でございますが、ここの「取り消し」も「り」を抜いて、「取消し」に改正するということです。

第7条の「各号の一」を「各号のいずれか」ということの変更です。それから「村長は使用の許可を取り消し」となっていますが、村長はの次に「村長は、使用の許可を取り消し」ということの改正です。

それから第7条の第3項「第6条の各号の一」となっていますが、これを第7条の3項の「前条の各号のいずれか」に改正をしたいということです。それから第7条の第2項 前項の規定に「基づく」使用許可の取消しとなっておりますが、これを改正後には、前項の規定に「よる」、「基づく」を「よる」に改正をしたいということです。

それと第9条につきましては、（損害賠償）のところですが、ここも施設を「き損」となっておりますが、第9条で改正後に施設を「損傷」し、の漢字にかえたいということでございます。

大変失礼しました。3ページのここもちょっとした改正ですが、前項の規定により許可を受けた内容を変更しようとするときもという、3ページの一番上のほうです。改正前の文章で変更しようとするときも「、同様とする。」に改正をしたいということの「、」の改正だけの文章になっております。

最後4ページお願いいたします。第10条の「別表中」を「別表」に改め、そして「欄」を「項」に改めるという内容であります。それから附則の見出し（施行期日）というのを、ここでは削除したいと思っております。

それから別表中の（第8条関係）を（第8条、第10条関係）に改め、同条ターミナル棟の項中「その1」を括弧を入れて「(その1)」にすると。「その2」についても、括弧が入っていませんので括弧をつけて、「(その2)」に改めるという内容になっております。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。ということで、非常に細かい内容になっておりますが、今回そういうような第一法規とのいろいろな条例を改正していく中で、御指導があった分について、改正をしていきたいということです。

ただいま説明する中で、私何ページといいましたが、皆さんの新旧対象表にはページはないというのを、今知らされました。大変すみません。

一番最後のページをもう一回、お開きいただきたいのですが、最後のページの第8条のところですが、別表の第8条関係を第8条、それから第10条関係となっておりますが、（第8条、10条関係）「第」が抜けていますので、大変申しわけございませんが、第10条関係の「第」の字を入れていただきたいと思っております。訂正してお詫び申し上げたいと思っております。ひとつよろしくお願いいたします。

以上で、提案理由の説明等にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

(休憩時刻10時43分)

再開します。

(再開時刻10時56分)

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

まずは資料の不備がありましたこととおわびしたいのですが、第7条をお開きいただきまして、第7条の（使用許可の取り消し等）のところの、「村長は使用の許可を取り消し、」のところに、皆さんのお手元に配付した資料では「取り」の「り」の字が入った「取り消し」となっていますが、本来この条例の文章は「取り消し」は「取消し」が正しいので、後ほど皆さんの資料を差し替えて配付したいと思いますので、おわびをして訂正を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

ほかに質疑ありませんか。

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

差し替えすると言いましたが、訂正でよろしいですか。大変申しわけありません。訂正をよろしくお願いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第42号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託

を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第42号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第42号 伊江村立公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第42号 伊江村立公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻10時57分)

再開します。

(再開時刻11時15分)

日程第8 議案第46号 学校給食共同調理場備品購入(調理機器)の契約についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第46号 学校給食共同調理場備品購入(調理機器)の契約についての提案理由を御説明申し上げます。

まず契約の目的 学校給食共同調理場備品購入(調理機器)、契約の金額は1,806万円。うち取り引きに係る消費税及び地方消費税の額は86万円。

契約の相手方、那覇市銘苅1-10-12、南西空調設備株式会社、代表取締役社長 久高将泰と契約をしたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

なお今回、購入する主な備品は、フードスライサー1台、消毒保管庫3台、あえものを保管する冷凍庫1台、食器洗浄機1台などとなっております。ご審議の方、よろしく願いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。11番 渡久地政雄議員。

○ 11番 渡久地政雄議員

たしか去年は、またアレルギー対策の件でも、今日まで学校調理場においては、備品等とかやりましたけれども、今回この資料が村長の読み上げだけで終わったんですけれども、これはまたあれですか。アレルギー等の対策とまた一致、新たにまたやるんですが、それともこれ一致して、ひとつなんでしょうか。

○ 議長 亀里敏郎君

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大城 強君

渡久地議員の質疑にお答えいたします。

今回の備品の調理器具につきましては、アレルギー対策、去年つくりましたアレルギー対策がありまして、今回の購入につきましては、アレルギー室とは関係ない。従来、平成開設当初から入っている機材が老朽化しているということで、今回の購入となっております。

○ 議長 亀里敏郎君

11番 渡久地政雄議員。

○ 11番 渡久地政雄議員

後ほど、資料をお願いします。

○ 議長 亀里敏郎君

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大城 強 君

資料につきましては、また後ほどお配りしたいと思います。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

休憩します。

(休憩時刻11時18分)

再開します。

(再開時刻11時19分)

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第46号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第46号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第46号 学校給食共同調理場備品購入（調理機器）の契約についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第46号 学校給食共同調理場備品購入（調理機器）の契約については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第47号 伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第47号 伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

伊江村職員の特殊勤務手当の種類について、国の基準に準じ適正化を図るため、本条例について、所要の改正をする必要があるため、本条例を提案しているところでございます。

それではこちらも新旧対照表でもって改正のところを御説明したいと思いますので、新旧対象表をあけていただきたいと思っております。

1 ページの第2条の第11号及び12号を削る。ということで、第2条の改正前の(11) 放送照明従事手当と(12) 大型車両運転手当を今回の改正で削るということでの改正でございます。

それと同じページの診療所業務手当の第4条の改正前の文章では、診療放射線技師の次に、理学療法士がとなっておりますが、こちらを理学療法士から削って、臨床工学技士に改めたいということでの改正であります。それから第4条の(5) 理学療法士の月額1万円というところを、改正後では、(5) 臨床工学技士、月額7万円に改正をしたいというところの内容であります。

次のページお願いいたします。第5条の3号中、下線部分の「次の号に定める額」を、改正後には、「給料月額の合計額に100分の8以内を乗じて得た額」に改め、同項の1号を削る。改正前のところの(1) 給料月額の合計額に100分の8以内を乗じて得た額の改正前の部分のここを第1号を削るという改正の内容であります。

すみません、2ページの第11条の第2項の2号中「正規の勤務時間外に従事したとき」改正前の文書では、2号のラインが入っていませんが、すみません、ラインを入れていただきたいと思っております。「正規の勤務時間外に従事したとき」の「とき」のあとに、「とき。」を「。」をつけるというふうに変更したいというところの改

正であります。

3ページお願いいたします。3ページは、前条にありましたように、第13条の（放送照明従事手当）と第14条の（大型車両運転手当）の条を削るということであります。それからこの第13条と第14条を削ったために、「15条」を「13条」に、「16条」を「14条」とし、「17条」を「15条」とする。ということの改正内容となっております。

表の2ページ。2枚目の改正内容に戻っていただきたいと思えます。附則としまして、（施行期日）1 この条例は公布の日から施行し、改正後の伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は平成25年4月1日から適用をする。ということでございます。（経過措置）としまして、2 この条例による改正前の第4条第2項第5号に規定する職員、つまり理学療法士のことですが、対する診療所の業務手当の支給については、なお従前の例によるということにしたいということの内容であります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。11番 渡久地政雄議員。

○ 11番 渡久地政雄議員

これも細かいですが、伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の第4条第1項中「理学療法士」を「臨床工学技士」に改めと書いてありますけれども、これに「臨床工学技士に」は「に」はつけるべきですか、つけない。これで当たっていますか。4行目ですけれども。

○ 議長 亀里敏郎君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

それではただいまの御質疑、第4条第1項中の「理学療法士」を「臨床工学技士」改めると、私は説明しましたが、ここの改正条例の条文を御指摘がありましたように、「理学療法士」を「臨床工学技士に」に、「に」を挿入をしていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

5番 島袋義範議員。

○ 5番 島袋義範議員

文言のあれですが、「理学療法士」と「臨床工学技士」の違いをちょっと聞きたいと思えます。

○ 議長 亀里敏郎君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

理学療法士というのは、PTと言うんですけれども、機能回復訓練をする方が理学療法士で、臨床工学技士というのは、例えば呼吸器系統の機器を操作したり、検査業務をしたりするより診療に近い、専門的な技士のことを臨床工学技士というふうに言われているということでございます。

○ 議長 亀里敏郎君

5番 島袋義範議員。

○ 5番 島袋義範議員

これまで理学療法士と我々言っていたんだけど、いましたよね、お一人。今現在いらっしゃいましたでしょう、理学療法士ではなかったんですか、あれは。2階のほうでリハビリしている方は。

○ 議長 亀里敏郎君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

今回の改正条例を特殊勤務手当の条例改正となっております、これまで理学療法士も月額1万円の特殊勤務手当を支給をしていたということですが、これらを平成25年の4月からは、理学療法士の特殊勤務手当はなくなりますよ。そこにあった「理学療法士」の部分「臨床工学技士」にかえて、そして臨床工学技士については、特殊勤務手当を7万円支給いたしますよということです。しかし現在いる理学療法士については、これまで支給してきたわけですから、彼が退職するまでは、ずっと従前の例によって、その特殊勤務手当は支給しますよ。ただし、新しく採用した理学療法士については、この特殊勤務手当は廃止しますよということで、これは実は県との給与実態のヒアリングのときに、医療費、医療職の全般において、給料表の基準があるにもかかわらず、そういった好ましくない状況での特殊勤務手当が支給されているということもあって、今回改正をしていきたい。ただし、理学療法士、同じ医療職でありながら、なぜ臨床工学技士については、特殊勤務手当があるのかということにつきましては、その特殊勤務手当の考え方として、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務をする方には、特殊勤務手当は支給してもいいというような解釈をしております、そのような特殊勤務のあり方ということで今考えて、特に今回、伊江村における人工透析施設の開設に当たっては、やはりその方、臨床工学技士というのはなかなか専門的ないろんな資格を持っている方ですね。なかなか採用が難しい、人を探すのが難しいということもあって、またそういった機器、透析をするためのいろんな機器とか、操作とか、あるいは実際に呼吸器の関係のいろんな困難な機械を扱うのに非常に困難な技術を持たなければいけないということでの特殊勤務手当に値するというので、臨床工学技士に月額7万円の特殊勤務手当を支給するというような改正の内容でありますので、理学療法士が臨床工学技士に名前をかえたということではございませんので、そういう御理解をお願いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

休憩します。

(休憩時刻11時31分)

再開します。

(再開時刻11時33分)

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實議員

3ページ、13条、それから14条についてですが、13条を放送照明従事手当ですが、これは時間外勤務に対して、その手当をなくすということですがこれはひどいじゃないですか。ただ働きさせるということですか。

○ 議長 亀里敏郎君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

ただいまの質疑について、お答えいたします。

実は今年度の当初の予算書でもって、この特殊勤務手当をなくして、超勤手当でもなくて、報償費で時間外については、例えば今、放送、改善センターであったり、はにくすにホールを職員の時間外に、そこに従事をしないといけないときには、これまでその特殊勤務手当でもって支給していたものを、今年度の4月の予算、3月の定例会での説明があったと思いますが、報償費にかえると、かえて支給していくということで、ただいま名嘉議員からありました件については、ただ働きではなくて、しっかり時間外のその手当については、報償費というのは謝礼金みたいな形で時間外ですから、そういったことでも支給をしていこうという予算措置を既に今年度の予算でやってありますので、この特殊勤務手当からは削っていこうというところでの今回の措置であります。

14条もそのとおりで、今うちの海洋センターで職員が特にプールを、学校の授業があって、プールで非常に手が足りないときには、バスの運転手を送迎のためにお願いするときがありますが、それらについても、一般の方をお願いするときがありますが、それについても報償費、謝礼金で支払いをしていくということになっております。村外についても、そういう形で旅費、宿泊する場合は、旅費と謝礼金で対応していくということでございます。

○ 議長 亀里敏郎君

ほかに質疑ありませんか。9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實 議員

これは時間外手当の名目を変更するということですが、時間外手当がつかない、また業務がありますよね。オスプレイの監視活動をやっている職員がいます。彼らの夜も監視することがあるそうですが、それについては、時間外手当はついていないということを聞いていますが、それについてはどうしますか。考えていますか。

○ 議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

名嘉議員の御質疑にお答えをさせていただきます。議員もおわかりのとおり、今伊江村役場全体として、超勤手当の支給は一部を除いて支給をしていない状況でございます。そういう中で、職員の中には、そういう超勤手当の支給についての統一的な考え方があるというふうに理解をしておりますが、ただ今回、先ほどしました2つの照明従事手当、あるいは大型車両運転手当については、職務勤務手当にはそぐわないので、役務の対価として報償費で、今後対応をしていくということでありまして、名嘉議員からおっしゃっているその辺の部分のオスプレイの監視業務につきましても、監視業務以外にも各課担当において、超勤に該当するような業務を執行している場所もあると理解をしておりますので、この一つ一つではなくて、総体的な中で行革の精神を職員が理解し、そういう中で義務的経費を軽減していくという部分を理解しているという中で、対応を今後、これまでもしておりますので、臨時職員にもそういう部分で、理解が得られるような中で、対応をしていきたいという部分で、今後もそういう部分の中では、超勤手当の支給というのは、現段階では考えておりません。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實 議員

皆さんはあれですか。時間外手当は一切、支払わないという方針ですか。サービス残業をさせるという方針ですか。

○ 議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

サービス残業とか、そういう考え方ではありませんが、役場の職員として、経費を少なくして、村の行政を推進して、村民の福祉にこたえていくというような基本的な考え方のもとで、超勤手当を支給しなくなるとして、ちょっとはつきりした期間はわかりませんが、そういう部分で対応してから、もう5年ぐらいになると思っております、その辺の部分は、経費の中で役場の職員として、その辺の部分は超勤手当がなくても、ちゃんと役場の職員として職務を遂行していくというような基本的な理念のもとに職員が理解をして、その職務の遂行に当たっているという部分で、私は考えておりますので、そういう部分の職に対しての意識

の理念の植えつけは今後もやっていきたいと思っています。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實 議員

経費の節減をするということは大事なことではあると思いますが、定時間内に仕事が終わりきれないと、しかも庁舎内だけではなくて、米軍相手ですよ。米軍相手はいつまで訓練するかわからない。そういう自分では処理できない時間帯があるわけです。時間外手当も出さない企業、ブラック企業というらしいですよ。役場もブラックになりますか。

○ 議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

例えば申し上げますが、名嘉議員はオスプレイのこの夜間禁止を言われておりますが、現に役場の職員で消防担当、消防担当は月額いくらかの特殊勤務手当はいただいておりますが、交通安全の担当はもらっておりません。その交通安全の担当が夜、夜間、2時そのぐらいに事故があった場合に、それらの対応をしている。診療所におきましては、救急搬送の依頼があればそれに対応しているという部分で、職員はそういう中で困難な業務を一生懸命従事しているわけです。そういう中で、それに対して超勤手当とか、その辺の部分ではなくて、一職員として職務を遂行していくというような考え方のもとに、業務に職務に当たっていくと考えておりますので、その辺の部分から勘案して、訓練場のオスプレイの監視業務というのに超勤手当を支給していくという部分については、私は個人的にそういう妥当性は適正な超勤手当の支給ではないという部分で考えて、それについては考えていないと申し上げているわけです。

○ 議長 亀里敏郎君

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第47号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第47号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第47号 伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第47号 伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩時刻11時44分)

再開します。

(再開時刻13時30分)

日程第10に入る前に、ただいま村長 島袋秀幸君から、本日午前の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって発言を取消したいとの申し出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって村長 島袋秀幸君からの発言取消しの申し出を許可することに決定しました。

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

ありがとうございます。

午前中の伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の中で、名嘉實議員からの超勤手当に関する質疑の中で、不適切な答弁をしましたが、その答弁の部分について、おわびを申し上げ、議事録からの取消しをお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

先ほどの取消しについて、御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって取消すことに決定をいたします。

それでは日程に入ります。

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大城 強君

はい、午前中に渡久地議員のほうから請求のありました、学校給食共同調理場の備品購入についての資料を手元に配っておりますので、参考にしていただきたいと思います。

○ 議長 亀里敏郎君

日程に入ります。

日程第10 議案第43号 人工透析診療施設新築工事(建築工事)の請負契約についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第43号 人工透析診療施設新築工事(建築工事)の請負契約についての提案理由を御説明申し上げます。

まず契約の目的は、人工透析診療施設新築工事(建築工事)、契約金額は1億8,900万円で、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額900万円であります。契約の相手方は、有限会社明城建設、株式会社エムエーブランニング建設工事共同企業体、沖縄市池原2丁目15番35号、有限会社 明城建設、代表取締役 山城重幸と契約を交わしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、本建築工事の概要は、鉄筋コンクリート造2階建て、敷地面積が2,783.12平方メートル、延べ床面積が988平方メートルで、既設診療所からの渡り廊下の高さは2.6メートルであります。議員のお手元に平面図並びに完成パース図を配付してありますので、すみません。

私にはそういうことで言うておりましたが…。

○ 議長 亀里敏郎君

休憩します。

(休憩時刻13時34分)

再開します。

(再開時刻13時34分)

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

後ほど、平面図、完成パース図を配付いたしますので、参考にしていただければと思います。一応は、御説明を申し上げ、御質疑にお答えをさせていただきます。よろしく願いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明は終わります。

質疑に入る前に図面を提出いただけませんか。そうしないと質疑に入れないのではないですか。

休憩します。

(休憩時刻13時35分)

再開します。

(再開時刻13時36分)

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第43号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第43号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第43号 人工透析診療施設新築工事（建築工事）の請負契約についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第43号 人工透析診療施設新築工事（建築工事）の請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第44号 人工透析診療施設新築工事（電気設備工事）の請負契約についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第44号 人工透析診療施設新築工事（電気設備工事）の請負契約についての提案理由を御説明申し上げます。

契約の目的は、人工透析診療施設新築工事（電気設備工事）でございます。契約金額は9,135万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額435万円）でございます。契約の相手方は、パイオニア電設株式会社・具志川電気商会建設工事共同企業体。住所 浦添市伊祖4丁目21番2号、パイオニア建設株式会社、代表取締役 仲元浩三と契約をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、本電気設備工事は、非常用発電機3相3線式200ボルト90キロで、太陽光発電10キロワット、209ワットの48枚を設置いたします。それと落雷制御システム一式というのが主な工事となっております。ひとつよろしく願いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。11番 渡久地政雄議員。

○ 11番 渡久地政雄議員

太陽光10キロワットとは、落雷は今設置されましたけれども、停電時はどんな感じになっていきますでしょうか。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

お答えいたします。先ほど村長からの概要説明にもありましたとおり、非常用発電機というのが、先ほどの停電とかの時の電気システムであります。

○ 議長 亀里敏郎君

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第44号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第44号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第44号 人工透析診療施設新築工事(電気設備工事)の請負契約についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第44号 人工透析診療施設新築工事(電気設備工事)の請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第45号 人工透析診療施設新築工事(機械設備工事)の請負契約についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第45号 人工透析診療施設新築工事(機械設備工事)の請負契約についての提案理由を御説明申し上げます。

契約の目的は、人工透析診療施設新築工事(機械設備工事)。契約金額は5,638万5,000円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額268万5,000円)でございます。契約の相手方は、南西空調設備株式会社・伊江電気工事社建設工事共同企業体。その代表者住所 那覇市銘苅1丁目10番12号、南西空調設備株式会社、代表取締役社長 久高将泰と契約をしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本機械設備工事の、主な工事は給水設備工事でステンレス高架タンク15立方の設置。配水設備工事で45人槽浄化槽の設置、透析排水処理槽7立方の設置となっております。その他の工事でカセット、エアコン取り付け等となっております。御審議のほう、よろしくお願いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第45号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第45号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第45号 人工透析診療施設新築工事(機械設備工事)の請負契約についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第45号 人工透析診療施設新築工事(機械設備工事)の請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第36号 平成25年度伊江村一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

それでは、議案第36号 平成25年度伊江村一般会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明させていただきます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,920万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億2,320万8,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

なお、事項別明細書をもって、各担当課長から説明をさせたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。以上で提案理由の説明を終わります。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

歳入1ページお願いいたします。15款2項3目農林水産業費国庫補助金1億9,120万円の減額でございますが、農業基盤整備促進事業、国庫補助から県補助への切りかえでございます。当初予算で説明いたしました、ウミカ溜池から、東側への排水路、長さにして550メートル、それから浸透池1カ所1,750立米の面積を今予定しております。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

15款2項4目土木費国庫補助金467万9,000円の補正額であります。これは地方改善施設整備費補助金、これは国の補助金2分の1の補助金であります。その事業の採択に伴いまして、今回補正計上しております。なお、場所とこの地方改善施設の場所としましては、西江上地区を予定しておりますが、歳出のほうで詳しく御説明をしたいと思います。

次に、6目特定防衛施設対策交付金2億1,093万3,000円、この内訳としまして50の特防施設調整交付金1,493万3,000円、これは当初予算8,000万円計上してありましたが、内示の額がトータル9,493万3,000円ということで、1,493万3,000円の増額補正をしています。51. S A C O交付金1億9,600万円、これは今回、一応9,600万円の内示がありますので、計上しております。以上です。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

歳入2ページ、16款2項4目農林水産業費県補助金2億3,023万2,000円の補正額でございます。まず96. 絆の森整備事業74万2,000円の補正額でございます。

それから101. 元気な地域づくり交付金（東江前第1地区）224万円の補正額でございます。それから115. 水産業機能発揮対策事業、すみません「事業」が抜けております。挿入お願いいたします。20万円の補正額でございます。この水産業機能発揮対策事業というのは、去年度までは環境生態系保全活動支援事業、名前が変わりまして、今回からは水産業機能発揮対策事業という名目になっております。それから120. 農業基盤整備促進事業2億2,705万円、先ほど申し上げました県補助金への切りかえでございます。

○ 議長 亀里敏郎君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

同じく2ページ、5目商工費県補助金6,406万2,000円、細節4の緊急雇用創設事業補助金の5,387万2,000

円の起業支援型。これは「起こす企業」の支援型の地域雇用を創造する事業で、事業所8カ所を予定しております。細節15. 多言語観光案内事業819万円は、昨年度に引き続き採択された事業です。細節16. 移住・交流による地域活性化支援事業の200万円は、地方都市住民を受け入れる移住や交流人口の増加等につながる交流の推進により、地域活性化を目的とした市町村振興宝くじ収益基金の交付を受ける事業でございます。3事業の詳細な事業計画につきましては、歳出で御説明いたします。

○ 議長 亀里敏郎君

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大城 強君

7目教育費県補助金、就業意識向上支援事業276万6,000円でございます。補助率は定額であります。事業の詳細につきましては、歳出で説明を行いたいと思います。

○ 議長 亀里敏郎君

総務課長 知念吉久君。

○ 総務課長 知念吉久君

18款寄附金でございますが、株式会社シビルエンジニアリングより70万円の寄附がありましたので、一般寄附金として計上してございます。

次のページ、20款繰越金でございますが、前年度平成24年度での収支による繰越額が2億7,666万5,000円の計上でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

福祉保健課長 金城和廣君。

○ 福祉保健課長 金城和廣君

5ページをお願いいたします。21款3項6目雑入、細節65. 東保育所太陽光発電余剰電力供給料の24万円の計上でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大城 強君

細節81. B&G海を守る植樹教育事業補助金10万円でございます。この事業の詳細につきましても、歳出のほうで説明を行います。

○ 議長 亀里敏郎君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

82. 伊江島花切手につきましては、平成24年度フラワーアイランド事業で作成いたしました花切手の販売金を費目存置で計上いたしました。細節83. 伊江島ゆり祭り時収入金3万円につきましては、今年度のゆり祭り開催時にいただきました募金額でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

総務課長 知念吉久君。

○ 総務課長 知念吉久君

歳出に入ります。歳出1ページ、2款1項1目一般管理費でございますが、354万3,000円の増額でございますが、2節給料、3節職員手当等、4節共済費等の人件費につきましては、人事異動に伴う増減でございます。他の款項目におきましても、人事異動に伴う増減の補正があるかと思いますが、その説明については、割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。次に18節備品購入費でございますが、

150万円の増額、これにつきましては耐用年数の切れたものとか、パソコンでございしますが、故障等で10台の切りかえが必要になりましたので、10台分を計上してございます。次に4目財産管理費1億5,664万円の増額でございします。11節の需用費につきましては、前年度改修修繕する予定でございました庁舎、2階、3階のトイレの修繕料でございします。前年度で執行できませんでしたので、今年度は改めて補正で上げてありますので、よろしくお願いいたします。15節工事請負費は、プレハブの撤去工事でございしますが、伊江港多目的集会施設整備に係る旧マーリン事務所の撤去と人工透析施設予定地のプレハブの撤去費用として計上してあります。25節積立金は財政調整基金積立金に8,319万6,000円、減債基金積立金に7,000万円を計上してございします。

○ 議長 亀里敏郎君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

同じく5目企画費でございしますが、2節、3節、4節につきましては、人事異動に伴う補正でございします。13節委託料から18節備品購入費までは、沖縄振興特別推進交付金事業に係る補正でございします。このたび沖縄振興特別推進交付金の特別枠の追加配分の内々示がありまして、人工透析施設整備事業の補正及び伊江村観光振興事業の追加でございします。なお、歳入につきましては、追加配分額の交付決定がなされましたら、予算計上させていただきたいと思ひます。それでは13節委託料74万円の増額につきましては、伊江村観光振興事業の表示案内板設置調査及び設計業務でございします。15節工事請負費の5,136万4,000円の増額でございしますが、人工透析施設整備工事の支持地盤の強化工事及び伊江村観光振興事業の誘導案内板、施設名称案内板等の設置工事でございします。16節原材料費の364万8,000円の増額は、伊江村観光振興事業の花の苗代、ヨード代、ゆり球根7万球の購入費でございします。

次のページお願いいたします。18節備品購入費の1,500万円の増額は、人工透析施設整備事業の人工透析装置医療器材等の追加及び伊江村観光振興事業のプランター200個の購入費でございします。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

7目のレク広場関連費の360万円の補正額であります。これは備品購入費として360万円計上してあります。今回、備品購入したいのは、村民レク、カントリークラブのほうにある乗用3連グリーンモア。これはゴルフ場のグリーンの上の最終の芝を管理する機械であります。開所当時からの使用していることから故障が多く、修理が困難な状況になっているために、今回その3連グリーンモアを購入したいという今回の計上であります。

○ 議長 亀里敏郎君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

歳出3ページ、2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額440万9,000円の増額でございしますが、12節役務費、13節委託料、細節103.住基システムデータ移行料でございしますが、これは13節の住民記録印鑑システムのほうが平成13年に構築したシステムでございまして、11年余りが経過していることから、今回支障が出る前に更新したいと考えております。

役務費の103.住基システムデータ移行料の240万9,000円は、委託料で新たに更新しました住民記録システムからの住民基本台帳システムへのデータとの整合性を図るため、新たにデータを移行する必要がありますので240万9,000円を増額補正しております。

○ 議長 亀里敏郎君

総務課長 知念吉久君。

○ 総務課長 知念吉久君

歳出4ページ、総務費の選挙費、選挙管理委員会費の委託料でございますが、先ほど住民課長から説明のあった住基システムの変更に伴い、新選挙システム導入についての委託料についても、システムについても切りかえる必要が生じておりますので、その切りかえに係る委託料として168万円の計上でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

福祉保健課長 金城和廣君。

○ 福祉保健課長 金城和廣君

5ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費162万1,000円の増額でございますが、7節賃金109万8,000円でございますが、障害福祉関連の事務量の増加に対応するための業務補助として、臨時職員1名の賃金の計上をお願いいたします。11節需用費の消耗品費3万円と、食糧費20万円は4月20日に举行されました東保育所落成式式典及び祝賀会の諸雑費でございます。19節細節123. 成年後見人制度報酬助成金29万3,000円でございますが、家庭裁判所の審判に基づく報酬を後見人に支払うものでございます。

○ 議長 亀里敏郎君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

同じく2目国民年金事務費21万5,000円の減額補正でございますが、2節、3節と今回の人事異動に伴いまして、給与、職員手当を調整しての減額補正です。

同じく4目国民健康保険会計拠出金でございますが、13万9,000円の増額補正でございますが、特別会計に今回の人事異動に伴いまして、一般管理費、手当等に不足が認められますので、一般会計から拠出をして執行したいと思っております。

5目は飛ばしまして、6目介護保険費88万1,000円の減額補正でございます。2節、3節は人事異動に伴います手当を調整しまして減額補正でございます。11節需用費、細節4. 印刷製本費1万8,000円、12節役務費、細節1. 通信運搬費8万7,000円、同じく13節委託料10万5,000円の介護予防事業10万5,000円の減額でございますが、今回ただ住民健診で行ってございました前期高齢者への問診方式のアンケートを改めまして、住民健診前に、アンケートをがんじゅう度チェックシートといたしますが、それを郵送、返信をいただきまして、今後の介護予防に生かしたく、11節の印刷製本費、12節の通信運搬費は郵送料の補正でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

福祉保健課長 金城和廣君。

○ 福祉保健課長 金城和廣君

同じく5目戦跡保存費、細節8. 借上料の90万円の増額でございますが、芳魂之塔境内の松の剪定及び植栽作業に係る重機使用料の計上でございます。

次の7ページをお願いします。3款2項3目保育所費132万5,000円の増額でございますが、東保育所の園庭遮光ネット及び物干し場屋根等の設置費用の計上でございます。

次の8ページをお願いいたします。4款1項1目保健衛生総務費60万4,000円の増額でございますが、細節4. 住居手当は人事異動に伴う計上でございます。14節使用料及び賃借料、細節8. 借上料34万1,000円の増額でございますが、人工透析診療施設新築工事に伴う駐車場、代替地、土地賃借料の計上でございます。場所は寿司楓西側で、敷地面積1,237平米でございます。それから2目予防費、細節104. 風疹予防接種助成金の135万円の増額でございますが、全国的に流行している風疹の拡大を防ぐため、風疹ワクチンの接種費用に

対する助成費用の計上でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

4目の環境衛生費19万2,000円の増額補正であります、その内訳としまして1節の報酬、一般廃棄物減量等推進審議会を予定しております。一般家庭ごみの分別方法につきまして、今内部で大まかな調整を重ねまして、その後に庁議、あるいは団体へ函って、その後その審議会を2回ほど持っていきたいと思っております。そのために、今回は5人を予定してまして2回ほど審議会を持つために今回計上しております。9節の旅費につきましては、小型のごみの焼却炉の調査を今回したいと思ひまして、旅費を計上しております。12節の役務費につきましては、霊柩車のほうの保険料が不足しているために計上してございます。19節の負担金補助金及び交付金ですが3万円、これは婦人会のほうで、婦人会の来賓でダンボールコンポストのデモンストレーションを行いまして、その機材の、機材というのは材料費ですね。材料費のほうを補助していただきたいとの要請がありまして、3万円計上してあります。

次のページの4款2項1目清掃費226万円の補正計上でございますが、7節賃金は不足が予想されますので計上しております。12節の役務費の保険料ですが、シャボの2台分の保険料を計上しております。14節の使用料及び賃借料、借上料ですが、スサカ処分場のほうの重機使用料と、今回E&Cセンターのほうに粗大ごみのところを予定しているわけですが、そのほうに粗大ごみ、大きな粗大ごみが出てきた場合の重機、それに対処する重機使用料として計上しております。

次の2目のE&Cセンター運営費の777万9,000円の補正増でございますが、その内訳としまして3節、9節はそれぞれ不足が生ずるために計上しております。15節工事請負費750万円ですが、E&Cセンターのほうの減温加熱器の改修工事を今回予定しております。これは債務負担の契約で材料費につきましては、債務負担行為の契約をして、現在進めていますが、いよいよ材料ができてきましたので、今回その取り付け工事を予定しております。以上です。

○ 議長 亀里敏郎君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

歳出10ページをお願いいたします。5款2項1目失業対策事業費の5,407万1,000円の増額補正ですが、今年度新たに地域の産業、雇用振興策にそって、起業後10年以内の起業家、NPOなどを委託先として雇用を創造する事業です。緊急雇用事業の中の起業支援型地域雇用創造事業でございます、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料につきましては、事業遂行にかかります事務費として計上しております。委託料につきましては、8事業を今回採択予定でありますので、新規農産特産品開発、販路拡大事業で10名の雇用、一般向け民家体験泊展開による移住、定住支援事業の2名、伊江牛販路開拓事業に4名、伊江村ユビキタスネットワーク基盤整備促進事業に4名、伊江島合鴨活性活用型新商品開発販路開拓事業に2名、カフェを拠点とした食育普及、海浜知育事業で2名、地域特産品インターネット販売強化支援事業に2名、新商品開発及び販路拡大事業で2名、合計8事業者に28名の雇用を計画しております。

○ 議長 亀里敏郎君

農業委員会事務局長 宮里正邦君。

○ 農業委員会事務局長 宮里正邦君

このたび農業委員会事務局に配属になりました宮里と申します。不慣れな点もありますが御指導くださるよう、よろしくをお願いいたします。

それでは補正予算について、御説明いたします。6款1項1目農業委員会費、補正額71万3,000円の増、財源内訳につきましては、一般財源が71万3,000円となっております。2節給料11万4,000円の減、3節職員手当等82万7,000円の増となっております。以上、すべて人事異動に伴う補正となっております。以上です。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

同じく4目複合作物振興費207万3,000円の補正額でございます。修繕料でございますが、花卉出荷場の出入り口にありますシャッターが不能になりまして、もともと操作時に順調にいかず車の乗り入れのときにシャッターが損傷しております。その修繕費として206万円計上してありますが、建物共済災害費で全額補てんできます。それから役務費の1万3,000円、これは花卉出荷場の備品等の共済分担金として計上してあります。それから5目畜産業費10万円、102. 家畜防疫費でございますが、これは村内の牛舎をJA、改良組合、伊江村合わせて約30万円、牛舎の消毒の薬品代として計上してあります。7目農地費1,579万1,000円の補正額でございます。1140. 給与、賃金、旅費、需用費、使用料及び賃借料、これは補正額の追加、補正前の追加内示がございまして計上してございます。この元気な地域づくり交付金事業（東江前第1地区）なんです、それは東江前のクビリ、ブイシ、テラシ、崎山原の面積にして、約41.2ヘクタール、今回は実施設計業務と畑地かんがい20ヘクタール、受益戸数が179戸、全体の事業費が約1億9,000万円でございます。それから需用費、委託料、17節の公有財産購入費でございますが、1113. 村づくり交付金事業がございまして、これは堆肥センターの今年度天日干し場、それから堆肥センターの北側に東西に林帯がございまして、そこに暴風林帯、長さにして約700メートル、それを一応は計画をしております。それから備品といたしましては、マニアスプレッター、現在1台ございまして、もう1台で対応していく考えでございます。それから散布用のスプレッターも必要なもので、これは草地、畑に散布するスプレッターも計画しております。それからもう一台、現在2台のホイールローダがございまして、あと1台、約中型のホイールローダを予定しております。当初予算で申し上げましたが、全体の予算が3億1,300万円でございます。

次のページをお願いいたします。19節の負担金補助金及び交付金でございますが、930万円の補正額でございます。国営関連共同事業負担金でございますが、これは地下ダム事業の中央管理所の建築に係る負担金といたしまして、この中央管理所を現在予定しているのは、唐小堀、阿良区のため池の北側に現在用地も内諾を得ていまして、今水利事業所と調整しながら進めておりますが、全体の事業費が1億9,700万円、その4.7%を村が負担いたしまして、その中央管理所に実質的に村の職員、それから土地改良区の職員が基金をすることができるような条件で負担額を納めるということで、水利事業所と今調整中であります。

次のページをお願いいたします。6款2項2目林業振興費201万1,000円の補正額でございますが、104. 絆の森整備事業106万1,000円の補正額でございますが、これは追加がございまして、追加内示がございまして、城山の北側から、石垣側にかけて、ヤブツバキを2,000本植栽する予定でございます。それから城山周辺の平成21年度から平成23年度の植栽箇所の施肥、下刈り等約3ヘクタール、約事業費300万円でございます。

それから原材料費1114. 地域産業振興事業費とございますが、96万円の補正額でございます。これは恩納村から国頭マージの赤土が無償で提供してくれるということで、約610平米、10トンにいたしまして約100台、現在具志漁港のゲートボール場の東側に積んであります。用途といたしましては、植栽用の客土、それから堆肥センターの製造所の土、土間も同じ土であります。それから学校、野球場のグラウンド等の整備も使えるということで、この土代として計上してあります。

次のページ、お願いいたします。6款3項2目水産振興費145万円の補正額でございますが、これは直接、県のほうから漁場へ補助金がありまして、旅費、需用費、使用料及び賃借料、19節の負担金補助金及び交付

金まで、今回補正は上げておりますが、全体の事業費が487万8,000円のうち、裏負担が25%ということで、負担金122万円を計上してあります。以上です。

○ 議長 亀里敏郎君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

歳出15ページお願いします。7款1項2目商工振興費1,734万3,000円の増額となっております。関連する事業ごとに説明したいと思います。7節の賃金につきましては、伊江島ゆり祭り時の駐車場係の賃金が不足しておりますので、7万4,000円の増額となっております。

同じく報償費12万3,000円につきましては、今回ラジオ局への消費税分が不足していることと、イベント増による増額となっております。同じ報償費、細節101. 8月に予定しております第4回世界空手古武道大会伊江島交流におきまして、本村出身の知念賢祐さんをはじめ、世界から200名ほどの空手家が伊江村を訪れ、村民との交流を目的に、交流会を開催いたしますが、そのときに余興を提供した方への謝礼金として10万円を計上しております。

また需用費の細節3.食糧費につきましては、その交流会の雑費として食糧費20万円を計上しております。細節1226. 移住・交流による地域活性化支援事業は、本村での体験メニューは、漁協の観光部会をはじめとして、確立されているメニューもありますが、その多くはプログラム化されていません。そこで本事業といたしましては、地域資源である馬を活用して、都市との体験交流と、体験プログラムの開発を目的に計上をいたしました。報償費の18万円は交流活性化塾を開催し、馬の飼養管理や調教についての講師への謝礼でございます。旅費38万円につきましては、講師の旅費と先進地視察旅費でございます。需用費34万円は、開発いたしました体験メニューのパンフレットの印刷と、消耗品費でございます。委託料につきましては、体験や交流をコーディネートしていただくための委託料です。使用料及び賃借料98万円につきましては、体験プログラムを構築するための、馬や用具その他会場などの使用料でございます。細節1187. 多言語観光案内事業は、昨年度より継続して行う事業でございます。総合案内板が3基、説明案内板を3基設置する予定でございます。旅費、需用費、使用料及び賃借料につきましては、事業遂行に係る事務経費費でございます。工事請負費、細節の1187. につきましては、先ほど説明いたしました設置工事費でございます。委託料の細節112. 観光体験開発プログラム委託料の78万円の補正減につきましては、移住・交流による地域活性化支援事業で構築する体験プログラムに振り返るために予算減としてあります。委託料細節の1101. ニャティヤ洞周辺整備事業の階段改修工事の施工管理費用として計上しております。工事請負費につきましても、階段改修工事費でございます。以上です。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

歳出の16ページ、8款1項1目土木総務費33万2,000円の増額補正であります。14節の使用料及び賃借料としまして、細節104. 地理情報システムを導入したいということで30万円計上してあります。19節の負担金補助金及び交付金、細節104. 道路整備促進期成同盟地方連絡協の負担金が交付決定に伴いまして3万2,000円不足しておりますので、計上してあります。

次の2目の特別事業対策費2億2,754万8,000円ですが、今回先ほど歳入で申し上げましたSACO交付金、調整交付金の計上に伴いまして、それぞれ歳出のほうでご説明を申し上げたいと思いますが、皆様のところ資料をおあげしております。事業計画書の資料をおあげしております。その大まかな概要が計画書でございますので、それに基づいて御説明をさせていただきたいと思っております。なお9節の旅費、11節の需

用費、12節の役務費につきましては、この事業にかかわる事務経費でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは13節の委託料と15節の工事請負費、18節の備品購入費の御説明としまして、それぞれ細節の若いほうから御説明をしたいと思ひます。

まず、事業計画書の1202. 総合運動公園全体実施計画調査、これは昨年を引き続き、実施計画の策定業務を今回するために、計上をしております。事業目的につきましては、書いてあるとおり、また皆さんの資料につきましても、政策調整室から去年の報告書が届いているかと思ひます。次に、1228. 東江上集落道15号線整備事業、これは場所は、東江上のハンタ原の大城清和氏の畜舎に通ずる農道を今回実施設計を行いたいと思ひまして、計上をしています。1026. 上水道配水管設置工事、これは継続して実施している事業であります、老朽した水道管の改修工事のための事業を継続して計上してあります。

次に1144. 伊江中学校校庭整備事業、今回の事業概要としましては、テニスコート、走り幅跳び、走路、擁壁一式工事となっておりますが、これも去年から継続している事業でありまして、伊江中学校の校庭整備ですか。前皆様のところに資料としまして、計画平面図を提出しておりますが、その中で今回の計画のところは主に、ピンク色といひますか、その色のものが箇所が今回の中学校の計画をしているところです。なお、今年度のほうで、中学校の校庭整備はほぼ完了するという見込みになっております。

次に1201. 交通安全施設設置工事の運営事業であります、これも去年から継続している村道の区画線を整備していくということで、去年からの継続している事業であります。次に1206. 伊江村公共用施設太陽光発電設置工事ですが、これは当初予算の中では公民館、5地区の公民館を当初予算で計上してありますが、今回この補正で行いたいのは、村民レク広場の交流と、そのほうに発電量40キロの太陽光の発電施設の設置をやつて、公共施設の維持費の経費軽減を図りたいと思っております。なお、この事業につきましては、去年の実設計業務にも説明をしておりますが、公共施設につきましては、太陽光の設置工事を継続して実施、今年度実施をしたいという内容でございます。

次に1219. 伊江港多目的集会施設ですが、これは当初予算で実績を計上してありますが、今回工事が実績に伴ひまして、規模とかそういったものができましたら、工事をしたいということではありますが、なおいろいろ一般質問でも質問があったとおり、またいろんな角度から検討をしながら実施設計は進めていきたいと思っております。

次に1212. 堆肥センター原料収集車購入事業でございます。これは備品購入としまして、堆肥センターの原料収集車のためのものとして4トンダンプ1台、トラクター1台、そしてユニックがついた4トンダンプ、その3台を今回、堆肥センターの事業ではこの事業ではできないということから、SACO交付金事業で計上していきたいと思ひます。なお、去年も2トン車の購入をしていますから、継続という形になります。次に1227. 伊江村産業廃棄物最終処分場ホイルローダ、これはシャボのことでありますが、既存のホイルシャボが購入から10カ年以上経過をしていることによつて、今回購入買い替えしたいということの内容でございます。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

休憩します。

(休憩時刻14時32分)

再開します。

(再開時刻14時45分)

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並 里 晴 男 君

歳出18ページをお願いします。8款2項2目道路新設改良費320万円の補正増でございますが、17節の公有財産購入費としまして、103. その他道潰地購入費の中で、以前にミースィ公園の上のほうの斜面部分のほうを、以前に工事をいたしました、その工事に伴ひまして里道のほうの買い上げの費用と、1176. 社会資本

整備総合交付金事業、これ現在、西江上売店のほうの道路工事を整備していますが、その中でつぶれ地が出ますので、公有財産購入費として計上しております。

次に3目の排水維持費966万7,000円の補正増額でございます。これは地方改善整備事業、先ほど歳入で申し上げました地方改善整備事業は、平成24年度も県のほうへ申請していましたが、採択をされず今回、採択されたために補正計上をしてあります。場所としましては、西江上地区の山城満徳さん宅の前の道路は、道路のほう側溝がないために、道路側溝を南側の友寄祐孝さん宅の前の排水溝に接続したいための今回の事業としまして、それぞれ計上しております。工事としまして190メートルほどを計画しております。以上です。

○ 議長 亀里敏郎君

総務課長 知念吉久君。

○ 総務課長 知念吉久君

19ページの土木費の空港管理費につきましては、人事異動に伴う増減でございます。

次、20ページをお願いいたします。9款の消防費、1目非常備消防費の備品購入費でございますが、急患搬送車の加圧酸素流量計の購入費でございます。加圧酸素流量計とは、酸素ボンベから酸素マスクを介して、患者へ酸素を供給する際に必要な酸素供給調整をする器具でございます。10万3,000円でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大城 強君

歳出21ページをお願いいたします。10款教育費1項教育総務費、2目事務局費の2節、3節、19節につきましては、職員の人事に伴う計上でございます。12節役務費3万4,000円でございますが、B&Gプールの建物共済負担金を計上しております。

次の22ページをお願いいたします。2項小学校費1目学校管理費2節から4節共済費までにつきましては、職員の人事異動に伴う人件費でございます。2目教育振興費、細節1230. 就業意識向上支援事業につきましては、この事業につきましては、伊江小、西小6年生を対象に那覇市内の企業を訪問し、職場見学を行い、また事前学習として村内における保護者の職場訪問、マナー講習、講師を招聘しての起業人講話等を実施する事業です。事業の実施期間については、最長3年間で補助率につきましては、1年目は定額、2年目は90%、3年目は80%となっております。事業の経費といたしまして、8節の報償費1万5,000円は講師謝礼金です。9節旅費92万4,000円につきましては、児童及び引率者、コーディネーターの旅費計上です。11節需用費16万円につきましては、報告書印刷と事務費の消耗品等ですね。12節役務費5万4,000円が切手等、通信運搬費でございます。13節委託料163万円につきましては、事業計画から実施までのコーディネーターの報告書作成等の費用計上です。14節使用料及び賃借料6万円につきましては、会場資料を計上しております。18節備品購入費につきましては、西小の家庭科室の冷蔵庫の故障に伴い購入費を計上しております。

次の23ページ、3項中学校費、1目学校管理費の2節から4節につきましては、職員の人事異動に伴う人件費を計上しております。

次24ページ、4項幼稚園費1目幼稚園費について、2節給料、3節職員手当等につきましては、職員の人事異動に伴う人件費の計上でございます。5項社会教育費の1目社会教育総務費の2節給料、3節職員手当等につきましても、人事異動に伴う人件費を計上しております。3目文化財保護費については、26万3,000円の増額でございますが、細節4. 住居手当に伴う計上しております。

次の26ページ、6項保健体育費、1目保健体育総務費270万1,000円、細節101. B&G海を守る植樹教育事業についてですが、この事業はB&G財団が平成24年度から実施している事業で、東日本大震災を教訓に森、川、海のつながりに着目し、豊かな海を守るために森の大切さを子供たちに伝え、環境に対する知識や実践

力を高める環境活動として、推進している事業でございます。単年度事業で需用費の11万8,000円につきましては、苗を育てる育苗事業に必要なポットやトレー、ヨードなどの消耗品代です。事業の実施については、児童生徒を対象に考えております。19節負担金補助金及び交付金195万3,000円につきましては、スポーツ少年団の3競技が県外派遣に伴う計上であります。1つ目としまして伊江ウーマクイ伊江小学校少年野球チームが第18回北部地区少年野球大会で3位となり、7月26日から高知県で開催される第3回龍馬旗争奪西日本小学校野球大会へ出場します。派遣費として監督、コーチ2名、選手15名の6泊7日で175万3,000円。2つ目に、第29回全国小学生陸上競技交流大会、沖縄県予選で伊江小6年生根路銘太希君が走り幅跳びで3位で、8月24日開催の全国大会派遣選手に決まりました。その引率者1人分の旅費として10万円。3つ目としまして、第35回OTV杯争奪全沖縄相撲選手権大会、那覇ハーリーで西小5年下門優生君が3位で、7月28日開催の全国わんぱく相撲大会派遣選手に決まりました。その引率者1人分の旅費10万円、なお全国小学校陸上競技交流大会、全国わんぱく相撲大会の選手旅費につきましては、県主催団体が負担をいたします。2目体育施設の2節給料から4節共済費につきましては、職員の人事異動に伴う予算計上であります。3目学校給食費5万5,000円の増額で12節役務費、27節公課費は調整交付金事業で購入予定の給食センターの軽トラックに係る経費を計上しております。

○ 議長 亀里敏郎君

福祉保健課長 金城和廣君。

○ 福祉保健課長 金城和廣君

27ページをお願いいたします。13款3項1目過年度支出金、細節109. 次世代育成支援対策交付金精算分2万3,000円の計上でございます。以上で説明を終わります。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳入款ごとに質疑を許します。15款国庫支出金。15款ありませんか。〔「進行」の声あり〕

16款県支出金。16款ありませんか。〔「進行」の声あり〕

18款寄附金。18款ありませんか。〔「進行」の声あり〕

20款繰越金。〔「進行」の声あり〕

21款諸収入。〔「進行」の声あり〕

歳出款ごとに質疑を許します。

2款総務費。総務費ございませんか。11番 渡久地政雄議員。

○ 11番 渡久地政雄議員

4目財産管理費の工事請負費、プレハブ撤去工事に予算が組まれていますけれども、2カ所とは言っていましたけれども、今後このプレハブは再利用するのか、解体するのか、教えてください。

○ 議長 亀里敏郎君

総務課長 知念吉久君。

○ 総務課長 知念吉久君

渡久地議員の質疑にお答えいたします。

2カ所のプレハブについては、大分古くなっているということと、土台部分の撤去も含めておりますので、一応は今のところは解体を基本に考えておりますが、状況によっては使える見込みがあるのであれば、その方向で検討はさせていただきたいと思っております。

○ 議長 亀里敏郎君

11番 渡久地政雄議員。

○ 11番 渡久地 政 雄 議員

旧マーリン乗り場のプレハブはですね。結構今日までいろんな建設業関係が再利用して、利用していて、環境的に十分使える建物だと思いますけれども、これを撤去費だけでこれだけでやるのか。あるいは業者とか、民間の人でも譲り受ける、自分たちでやれたらもらう人はいっぱいいると思いますけれども、その辺はどうですか。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

総務課長 知念吉久君。

○ 総務課長 知 念 吉 久 君

その解体の今工事の予定としては、土台部分の撤去まで全部含めた形を考えておりますので、その辺も含めて、実際撤去する際に、また検討できればと思います。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

11番 渡久地政雄議員。

○ 11番 渡久地 政 雄 議員

港湾のほうは今回、すりつけして基礎を上げるわけだから、向こうの基礎を壊さなくても、そこまで工事は入ると思いますけれども、これと関連してできないですかね。建設課長。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並 里 晴 男 君

お答えいたします。今回の工事は、きのうも答弁したとおり、県の舗装のほうがりすりつけ工事がそこまでくることになっていまして、この土台部分の高さぐらいまで、この舗装がくるものですから、今回の工事のほうで一応は、先ほど撤去とは申し上げましたけれども、移設撤去等をしてほしいということで、県のほうからも、その県の工事のこともあわせてあったものですから、今回の撤去工事となっています。なお、先ほど総務課長がおっしゃったとおり、基礎部分、コンクリートが基礎のコンクリートが打たれていまして、それに立てこまれているような状況でありますので、そこの上のほうだけ撤去をして移設できるかどうかはちょっと、私のほうも詳しくはちょっと調べていないんですけれども、経費的にも相当かかるということも聞いています。いずれにしても、この撤去、移設の場合には、いろんな方向で検討をして、移設先も含めてやるものだと思っています。つまり、県の工事の舗装すりつけ工事のために結局、撤去せざるを得ないという、今回の計上であります。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

2款ほかにありますか。〔「進行」の声あり〕

3款民生費。3款民生費ありませんか。〔「進行」の声あり〕

4款衛生費。11番 渡久地政雄議員。

○ 11番 渡久地 政 雄 議員

4目環境衛生費、旅費なんですけれども、目的と場所、人数ですね、詳しく説明をお願いします。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並 里 晴 男 君

この小型焼却炉の情報をいろいろと調べたところ、各離島も含めて多々あります。今回この場所というのは、決定はしてはいませんけれども、いけるのであれば現在、旅費として計上したのは、久米島町に行って

みたいなど。調査してみたいなど。と申しますのは、やはり新聞とかのいろんな情報を聞いても、そのほうにある小型焼却炉のほうの施設が何か2カ所あるようなことも聞いていますので、いろんな方向からできるのかと思ひまして、今回計上してるのはそのほうで、計画はしています。

○ 議長 亀里敏郎君

7番 内田竹保議員。

○ 7番 内田竹保議員

歳出8ページ、一般廃棄物減量等推進審議会の報酬、関連してであります、今先ほど総務の歳入のほうでパソコン10台購入等の計画がありましたけれども、例えば家庭から出るパソコンですね。それが今、廃棄をするのに相当苦勞しているところがあるのではないかという感じがいたします。先般、建設課長のほうにお伺いをして、ビニール袋のほうに詰めて、回収日に外に出しておけば回収できますよということであったんですが、私はその回収車を待って、それを出そうとしたらできませんでした。そういう経緯があるものですから、パソコンとか、電化製品についてはその何とかいいまいしょうか。買い取りするところに行くかお金を出せば回収してもらえるんですけれども、そのパソコンの中身については、廃棄する場合に、データとか入っているものですから、それを何とか村でどこかそういったパソコン関係も回収できるような方法が今後とれないものかと思ひます。ですから庁舎内においても、今回10台買い換えするわけですが、古いパソコンはどのように処分しているのかですね、お伺いします。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

内田議員からの質疑の中で、この内部の内部といいますのは、E&Cセンターの職員、そして建設課の職員の中では、今回、小型家電というのは、小型家電のリサイクルというのでできていまして、それも引き取るようなことになっていることから、そういうように申し上げました。プリンターとか、そういったものというのは、燃やさないごみの種類ですよということで、お話ししたつもりですが、収集車の方に周知していなかったのかもしれませんが、そこら辺はご勘弁をお願いしたいと思います。なおその件につきましては、また収集車の方々ともお話をしていきたいと思ひます。そして先ほどのパソコンのデータとかということの内容であります、やはりデータが焼却してもいいという前提でこの家庭ごみのほうは私たち引き取るものですから、当然そのデータがあるから、ないからということでは建設課の立場としては取り扱いはできませんので、今後そのより分けを現在して、それを今審議会にはかかっていきたいという今回の内容でございます。

なお、先ほどの総務課の処理につきましては、また総務課のほうで対処するものだと思ひます。

○ 議長 亀里敏郎君

総務課長 知念吉久君。

○ 総務課長 知念吉久君

総務のほうで買い替えとしておりますパソコンにつきましては、こちらのイーコムでパソコンの中の情報等が残らないように処理した上で、イーコムで村外まで持ち出して処理しているとのこと。

○ 議長 亀里敏郎君

7番 内田竹保議員。

○ 7番 内田竹保議員

先ほど、建設課長からその回収の方と意思確認といいますか、それができていなかったということなんです、私ちょうどあれ金曜日だったと思うんですが、それをパソコン本体とプリンター、4袋ですよ、村のごみ袋にそれを全部出して待っているわけです。しかし回収車が来た「お願いします」ということを申し上げ

げたら、「それはできませんよ」ということで、一たん出したものをまた部屋に入れて、今はそのままの状態なんです。ですからそれが可能だということであれば、その回収の方にできるんだよということ、意思の統一をひとつ図っていただきたい。そうしないと、せっかく回収できるのもできなくなっている今現状です。私からは、その辺も強く意思の疎通を図っていただきたいと思います。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

議員お説のとおり、これまでのこの家庭ごみの出し方のポスターの中には、そういった詳しいこともなく、これまでできていますので、その後、小型家電の方法とか、先ほど言ったその燃やせないごみの出し方とかを今やっています。そしてこの審議会ができるまでも、しっかりと収集車の方とまた周知を図るように徹底をしていきたいと思っています。

○ 議長 亀里敏郎君

4款衛生費。ほかにありませんか。〔「進行」の声あり〕

5款労働費。11番 渡久地政雄議員。

○ 11番 渡久地政雄議員

細節の1121. 緊急雇用創出事業なんですけれども、今日まで緊急雇用創出事業は、半年ないし1年以内で、今日までいろんな業者関連の企業が大変喜ばれて創出事業としてなったわけなんですけれども、今回は8事業所に合計28名と、本当に多くの雇用創出につながるということで喜んでおりますけれども、これ何か10年以内とかありますけれども、これどのようにしてこの8事業所には呼びかけ、採用の呼びかけ、あるいはもう事業として入っているのかどうか。ちょっと詳しく説明をお願いします。

○ 議長 亀里敏郎君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

ただいまの質疑について、お答えいたします。

10年以内の企業を起こした会社、あるいはNPO等の法人ということで、商工観光課のほうでちょっと把握してある事業所等を選定いたしまして、その中で商工会、観光協会等も御相談いたしまして、今回8事業所が今、申し込みをしているというところで、この8事業者28名という新規雇用の採用計画を事業計画として提出しています。

○ 議長 亀里敏郎君

5款労働費。別にありませんか。〔「進行」の声あり〕

6款農林水産業費。6番 山城克己議員。

○ 6番 山城克己議員

11ページ、5目畜産業費の家畜防疫費、これは牛舎消毒の村の負担分、液剤の負担分だと説明があったわけなんですけれども、この防除をするときの、ぜひ村のほうからもこの農協や改良組合とも打ち合わせをして、防除の時期について、ぜひ提案、審議をしていただきたく質疑をいたします。

家畜、北部の共済のほうから梅雨明けに消毒が行われています。この梅雨に入る前につまりゴールデンウィーク前後にちょうどハエが発生する時期なんです。私は来るたびにそれをぜひやってくれという消毒、それを北部の皆さんに申し上げているわけなんですけれども、どうしても対応が梅雨明けにしかできないという申されて、これは村内でこうしてやるわけですので。その消毒の時期、梅雨に入る前に1回やっていただければ、その後にもまた梅雨終わりごろには共済のほうもまたやると。そういう連携をとりながら、この消毒の

時期をぜひそれを関係機関に話し合いをして、取り組んでいただきたいわけですが、いかがでしょうか。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

山城克己議員の質疑にお答えいたします。

現在消毒は、改良組合、JA、村で出し合ってやっておりますが、これまでもずっと梅雨の後で消毒はしております。確かに梅雨の前と言いますと、5月の中旬ごろになると思います。連休明けからですね。ですのでその前というよりは、やはりこのゴールデンウィーク、それがちょうど境になるんじゃないかと思いますが、次年度に向けて、JA、改良組合も集めてぜひ、4月の後半あたりにできるかなということで、一応は3者で協議していきたいと思っています。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實 議員

12ページ、19節の負担金補助金及び交付金、これは国営関連共同事業負担金ということで、地下ダムの中管理所をつくるということですが、そこでどのようなことを管理するのか。お伺いします。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

名嘉議員の質疑にお答えいたします。

中央管理所ではどういった形で管理をするのかという質疑だと思いますが、あくまでも今この地下ダムの管理事務所は、どういった形で進めていくのか今、調整をしている最中です。やはり、この民家体験泊民泊の子供たちが、やはり地下ダムの現状、例えばこの水がどういった形で伊江村の水がどういった形で、水が現状に例えば何十万トンあるのか。これを模型にして、一応村としては要請はしてあります。やはり土地改良区をこれから立ち上げている状況で、9地区に渡るわけですが、その中で子供たちもやはり体験できるようなシステムということで、例えば現在、水がいくら残っている。ため池にいくら水があるということで、この辺は水利事業所といろいろと調整をして、今後このような設計もまだはつきりは決まっておりません。ですので、中身も今後調整、検討して今進めている状況であります。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實 議員

まだ細かいことまでは決まっていないということでしたが、1億9,700万円の総額でかけてつくるわけですから、民泊のためだけではないでしょう。ため池の水量についても、自動的に計測管理できるようなことになるだろうというようなことを、担当職員は言っていました。平面図もあるでしょう。後で資料出していただけますか。どうですか。

それと、ため池の水を管理できるようにするということが、今まで現在あるため池で、沈殿した汚泥、これを除去した箇所はどこですか。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

名嘉議員の質疑にお答えいたします。

まず最後に、ため池の汚泥、汚濁を除去した箇所と申しますと、ごく最近では渡り地です。その水を全部、一応吐かせまして、3年ぐらいになりますかね。今村として考えているのは、このため池の水は、今現在、雑排水が流れるため池もございます。基本的に地下ダムの水はファームポンドに上がります。ファームポンドからため池がなくなっていけば、そこに地下ダムの水を流していく今、計画であります。その今ため池に流れている水をため池に流れる前に事前に浄化できないかという考えもひとつ、やっている状態でございます。先ほど管理の話が出ましたが、今回負担金も納めるということを説明いたしました。役場の職員、それから土地改良区の職員が、そこで水の管理をするということで、勤務もできるという条件ということで申し上げましたが、その辺も含めて水利事業所とは今後調整をしていきたいと思っております。

○ 議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

農林水産課長からもありましたが、ため池の汚泥の箇所については、課長から答弁があったとおりです。中央監視所につきましては、名嘉議員からどのような管理をするのかという部分ですが、一部農林水産課長ともダブりますが、一応全体的なため池の水量、あるいは地下ダムの地下の水位とか、その辺を監視する装置も一緒に、その中に中央監視所ですから設置するという部分であります。その中で今回、計上しているのは、農林課長が説明しておりますが、要するに地下ダム完成後の土地改良区を組織をして、それを運営するための事務所という部分を、これまでずっと地下ダム事務所と調整をしております。そういう監視所の中に土地改良区の手事務所を併設してつくってほしいという部分で、当初は村の負担がないようにぜひ、会議室あるいは研修室という部分の名目の中で、村の負担が極力抑えられるようにということでの要請を申し上げてきましたが、なかなか現状の中では、国のほうでも厳しくなっております。それ相応の部分の負担をお願いしたいということで、これは共同事業負担金ということになっておりますが、事業自体は、国営の地下ダムの水利事業所が中央監視管理所と一体となって、工事は行いますが、その中の土地改良区の手事務所部分については、村の部分で共同事業負担分として1億余りの中の930万円については、伊江村で負担をしていただきたいという部分で、今ここに計上をしているところであります。中央監視所の平面図は既に概略の部分があると聞いておりますので、後ほど配付をさせていただきます。以上でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實 議員

ため池の汚泥の除去についてですが、今のところは渡り地だけだということですが、向こうは2回されていますよね。2回除去されています。2009年の3月議会でしたか。復帰第1号のため池の汚泥除去について質問しました。儀保参事のときですから、この写真を見せてため池の半分ぐらいは汚泥で埋まっています。これは2月10日ですが、3月6日には雨が降って、こういうふうに満タンになっていました。そういうため池によっては、汚泥がいっぱいになって、わずかの水で満杯になるところもあるんですよ。そういう中央監視室ですか。そこでため池の水がなくなったらファームポンドから注入するというようなシステムをつくらうとしているということですが、ため池本体にたまっている水がわずかなんですよ。しかも大雨が降るとこのたまった汚泥が攪拌されて、水質が非常に悪くなります。これは儀保参事が退職されてから、このため池の汚泥を掃除するという話は出たことがありますか。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古 堅 和 昌 君

ただいまの名嘉議員の質疑ですが、ため池の汚泥、汚濁、状況が悪いと。今回、復帰第1号は業者と調整をして、水抜きをして汚濁を取る今予定です。

それと、やはり先ほど来、議員御指摘のとおり、ため池のやはりこの汚泥、汚濁が下のほうにたまっていたら、やはり地下ダムからきた、ファームポンドから来た水も、それに逆に感化されて悪くなるということですが、その辺はあと二、三年後で、二、三年計画を立てまして、ため池のこの汚濁の汚泥の除去、その辺も検討、視野に入れて、今後対策したいと思います。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

7番 内田竹保議員。

○ 7番 内 田 竹 保 議員

11ページ、先ほど山城克己議員からも家畜防疫基金の関連で質疑がありましたけれども、今回計上しているその10万円については、共済組合、そこが行っている消毒とは別ということで解釈してよろしいですか。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古 堅 和 昌 君

ただいまの質疑ですが、そことは別で単独ということですか。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

7番 内田竹保議員。

○ 7番 内 田 竹 保 議員

去った11日から13日の3日間、確か消毒が行われておりました。それは確か、共済組合の消毒だと私は認識しております。ですから役場単独の消毒、あるいは共済組合からの消毒と、年数回にあるわけです。ですから先ほど克己議員から提案のありましたゴールデンウィークについても、うまく両方が調整をすれば、それは可能ではないかと思えます。

今回6月11日でしたけれども、もうそれ以前からハエの発生は異常なんです。ですからうまい具合に調整をしてもらえば、ゴールデンウィーク5月あたりのそのどっちかが早めて、どっちかが後に6月に入ってからするというふうな調整も必要ではないかと思えますが、いかがですか。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古 堅 和 昌 君

ただいまの御意見ですが、去年からこのJA、それから改良組合、村でじゃあ年間2回はしようということで実施してまいりましたが、やはり今回はきょう皆さんからいろいろ御指摘がありますので、やはり時期的にもどういった時期がいいのか。ぜひ来年度の検討事項として対策したいと思えます。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

6款ありませんか。〔「進行」の声あり〕

7款商工費。6番 山城克己議員。

○ 6番 山 城 克 己 議員

歳出15ページ、商工振興費の細節1101. ニャティヤ洞周辺整備事業について、お伺いします。これは私、去年でしたか、調査費だけでもこれ工事できるんじゃないかという、そういうことを言った記憶もあるわけですが、今回多額の予算が計上されておりますけれども、これはある程度の図面とかはあるわけでしょうか。できていましたら、ぜひ資料をお願いします。

それともうひとつ、今階段の下に排水溝があると思うんですよ。それはその排水溝なんですけれども、雨降り、そこから大漁の赤土、赤土が流れて、そのニャティヤ洞の前を真っ赤に染めたという、私直接その現場確認できなくて、ちょっと残念だったんですけども、そういうことがありましたという報告が私にあったんです。それで今回、その辺も確認されているのかですね。それと今回この工事をしながら、それらの改修も計画されているのか、まずはお伺いします。

○ 議長 亀里敏郎君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

ただいま山城議員の質疑につきまして、ニャティヤ洞の階段溝の工事費なんですけど、3月定例会でもしたと思いますが、階段の裏側から見ると、剥離していて、鉄筋もむき出しの状態、これ危ない状況であるというのは私も確認はしております、この、はいすみません。まずは資料の説明、後でお配りいたしますが、排水溝の赤土についてのお答えといたしまして、お答えいたします。

この排水溝、下の階段の下にある排水溝につきましてですが、その前にトイレと駐車場を整備したときに、駐車場に流れる水を一たん、浸透池をつくりまして、そこで浸透するような工事を行っております。私もその排水溝から流れた赤土なのか確認してはおりませんが、その対処といたしましては、駐車場に流れる水は浸透池に落ちて、それから海に流れるというような工法をしておりますので、今、排水溝をかえるというような工事は考えておりません。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

先ほど、商工観光課長のほうからも報告がありましたが、この排水溝の赤土の件につきましては、私も以前、ちょっとかかわったものですから、答弁させてください。駐車場とか整備をしたときのための排水溝ということでしまして、それで先ほどいった浸透池も確かにあることはあります。しかしそこに赤土が流入してくるという現状というのが、ちょっとまだその当時とか、考えていませんでしたので、ぜひ今回いま、議員御指摘の赤土が流入している状況につきましては、やはり確認をしてその駐車場とか、奥からの流入が考えられるわけですので、その現地を確認して対策をみんなでやっていきたいと思っております。

○ 議長 亀里敏郎君

6番 山城克己議員。

○ 6番 山城克己議員

私に報告をした方は、子どもたちを連れてそこを案内しているときに、海の説明をしていたら、そこから大量の赤土がそのまま流れて真っ赤になっていたと。だから本人も少し、説明をしながら恥をかいたという、そういうことを申されておりました。そこで今回のこの本議会でこの予算を承認しますと、このニャティヤ洞整備事業のこの階段の工事は恐らく始まると思っております。この階段の下にその排水溝はあるわけですので、これはこの工事实施に入る前に、もう一度この雨降りとか、その辺の実態をきちっと把握、調査をして、工事と一緒にこれをやらないと、また階段つくって後から、すぐ排水溝から赤土が確認できて、またこの階段を壊してこの工事をすることにもなりかねませんので、ぜひこの工事に入る前に、一度はこの雨天時にそのどのくらいの実態なのか。この階段の改修と一緒にその工事の改修もできるのか。一緒に工事ができるのかですね。その辺をよく調査をされてから取り組んでいただきたい。ぜひですね。せっかく島の観光地を整備するわけですので、この出入り口の整備と一緒に、そういう環境問題に対するものも実施をするときには、配慮をしてやっていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

その大雨のときの状況等は十分確認をしてから工事に入ったほうが良いということは議員お説のとおりであり、また今後その状況を確認してからの整備等を計画していきますので、よろしくお願いします。

○ 議長 亀里敏郎君

7番 内田竹保議員。

○ 7番 内田竹保議員

商工費に関連して、これまでに自治会館における特産品の展示促進を促した立場から、去った6月5日に自治会館に行きましたけれども、見事に展示をされておりました。ちょうどそのブースの中で、ちょうど伊江村がど真ん中であって、「見事だな」ということで感心をいたしました。まだまだ当初は4市村しかなかったんですが、6月5日現在で13市町村が、各自慢、各市町村自慢の特産品を展示をされておまして、まだ展示をされていない市町村の関係者からも、これは早く帰って展示をさせないといかんなど。進言をしないといかんなどということで、展示されていない市町村の皆さんがそういう声でありました。宮里徳成教育長が、商工観光課長の最後の仕事で展示したのかわかりませんが、大変ありがとうございました。大変すばらしい展示をしていただきました、ありがとうございます。

○ 議長 亀里敏郎君

7款ございませんか。〔「進行」の声あり〕

8款土木費。9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實議員

16ページの19節委託料について、細節1026. についてお伺いします。それに関連して、上水道配水管布設工事、これは配管取替えですか。新設ですか。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

お答えいたします。

この水道施設の水管の委託料、これは老朽管に伴う事業を計画しては、新設ではなくて既設の老朽管を改良していくための設計費でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實議員

この事業目的に、配水管を整備することにより、上水道の安定供給を図りということになっています。私はこの間、ある用事があって湧地の水が欲しいという、湧地の水が出ないということをおっしゃって、湧地に確認をしに行きました。そうしたら、びっくりしたんですが、湧地の村長にも写真あげてあるんですが、湧地のポンプ小屋がドアもなくなって、中の電動ポンプもそれからディーゼルエンジンもスクラップになっていて、そのポンプ小屋の西側にある中は見えないんですが、これもポンプ小屋ですかね。このドアもベニヤ板でふたされた、あとは細い角材でつかい棒されている。そういう状況があります。これはどうしてこういう状態になったのかという経過とですね、今後の対策についてどうするのか。伺います。

○ 議長 亀里敏郎君

公営企業課長 西江 正君。

○ 公営企業課長 西 江 正 君

ただいまの御質疑にお答えをいたします。

まずはその湧地水源のポンプ小屋の現在の状況に至るまでの経過を少しばかり報告させていただきます。まず去年の9月29日、30日に台風17号が襲来しております。そのときの高波、流木等によって入り口のドア、裏手のサッシ窓が壊滅状態ということで壊れました。そのドアが壊れたことによって、内部の電気系統が壊れておりまして、取水不能にその時点でなっております。それを受けまして、12月から改修または修理をはじめておりまして、今年2月に入りまして取水を再開しております。今提供していただいております写真の部分は、現在使っていないポンプ小屋でございまして、このつかい棒で入り口を支えているそのポンプを使用しているわけですけれども、完全にドアの改修、修理、また電気盤の改修を終了したあとに、3月末に熱帯低気圧の通過により高波がございました。そのことにより再び、入り口のドア、手前のポンプ小屋、奥の今現在取水をしているポンプ小屋のドアも壊されております。そういった経緯の中でありまして、修理、改修をしたその廃材、機材の部分を使用していない手前のポンプ小屋にただ片付けたとは到底言えません。置いてあるという状況でありまして、適切な場所への片付けができていない。また対応が遅いということも重々、自覚をいたしております。早目に対応しながらとは考えておりますけれども、今後またドア改修あたりをしましても、今後来る台風の高波によっては、また壊されるだろう、破壊されるだろうという懸念がありますから、今後の取り組みといたしましては、通常のドアを取りつけ、また外側といいますか、頑丈な鉄板といいますか。そういった形での二重ドア構造でやらないと、到底持たないだろうということは今、考えております。いずれにしましても、今回の去年の台風からのこの対応については、やはり我々公営企業課、対応が遅いということは重々、自覚もいたしております。早目に片付けもいたしまして、改修を進めていきたいと考えております。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

8款ほかにありますか。〔「進行」の声あり〕

9款消防費。9款消防費ございませんか。〔「進行」の声あり〕

10款教育費。教育費ございませんか。5番 島袋義範議員。

○ 5番 島 袋 義 範 議員

22ページの就業意識向上支援事業について、お伺いしたいと思います。

まずこの就業向上ということで、子供たちを何かそういう仕事場を見せるとかという説明だったと思えますけれども、その旅費の92万円、それと需用費の16万円足しても100万円ちょっとですよ。ですけれども、委託料が160万円、本来の仕事よりもコーディネーターというんですか、という説明だったけれども、コーディネーターしたり、報告書を作成したりするという仕事、彼のほうが160万円も使っていると、どういうことかなと、ちょっとあと少し説明をお願いします。

私は、本来の仕事が例えば1,000万円だったら、七、八百万円が工事料で200万ぐらいが、設計料だったら意味はわかるけれども、これだったら50%以上が委託料になっているんですよ。疑問に思いませんか。ちょっとお願いします。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮 里 徳 成 君

ただいまの御質疑にお答えいたします。

これにつきましては、今回初めての事業、取り組みでありまして、今学校、両小学校のほうで取り組みをするわけなんですけれども、そのときに、那覇市のほうでの企業の選択、それから企業との日程の打ち合わ

せ、それからこの行程の調整、そういうもろもろのコーディネーターをすべてやって、学校側については、子どもたちの引率を受けるという形で、構築からすべて報告までこのコーディネーターに委託をして、報告書のほうも作っていただくということでもあります。今回については、こういう委託費のほうも最初の事業でありますので、なかなか学校の先生方、こう慣れておりませんので、この事業をやって次年度あたりからは、すべて教育委員会と一緒にやっというのを今、考えておまして、新たな事業として、新たな手法でやる分について、ノウハウもやはり持っている場所でない、ちょっとできないということもあります。それ各2カ所、伊江小、西小がそれぞれ行いますので、すべてコーディネーターが計画していくということになっております。

○ 議長 亀里敏郎君

5番 島袋義範議員。

○ 5番 島袋義範議員

ですから、私が言うのは、本来あるべき事業費よりも計画したり、報告書を作成したりする金のほうが多いというのに疑問があるわけです。例えばこれ1年、単年度事業ですから、何年か。例えば四、五年の継続事業で、1年目はそういうのに金がかかるという意味だったらわかりますよ。その説明が、ちょっと聞き漏らしたのかどうかかわからないから、私は聞いているんですよ。いや、だれでも疑問に思うはずですよ。290万円のうちの160万円もそういうコーディネーターに金が委託料として支払いされて、本来の子どもたちが見に行く、子どもたちに使うべき金が100万円しかない、疑問に思うわけです。疑問に思いませんか。

○ 議長 亀里敏郎君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮里徳成君

この事業について、最初から説明したいと思っておりますけれども、これにつきましても、緊急雇用対策事業の中で、地域キャリア教育という形でありまして、定額でもってやっております。その中で離島の子供たちがなかなか職場の少ないところを見ていただくという事業が県のほうから話がありまして、それについていろいろと学校側とも調整をしまして、ぜひやっていきたいということがありました。そういうことで、その中で今、コーディネーター料を9カ月、今組んでいるわけですが、この1回行くだけではなくて、それまでの先生方との調整、それから島での講演会、それからコーディネーター、あとはアドバイス。そういうことをこの事業を受けた段階で、9カ月間のコーディネーターをしていただくということでもあります。報告についても、59万円、約60万円の経費をかけていろいろと調整をしながら、やっていくという形になっております。

ただこの調査、子どもたちが那覇に行くだけではなくて、月々の先生方、それから講演、そういうことに関してもコーディネーターしていただくということになっております。

○ 議長 亀里敏郎君

5番 島袋義範議員。

○ 5番 島袋義範議員

確認しておきます。これは単年度事業なのか。何年か継続事業なのか。ちょっと聞き漏らしたのかわかりませんが、その辺を確認しておきます。

○ 議長 亀里敏郎君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮里徳成君

これにつきましては、3年間の事業であります。課長のほうからも説明があつたんですけれども、一応初

年度は定額、2年目が90%、3年目が80%ということになります。

○ 議長 亀里敏郎君

5番 島袋義範議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条、ただし書きの規定によって、特に発言を許します。5番 島袋義範議員。

○ 5番 島袋義範議員

はい、ありがとうございます。

じゃあですね、2年目、3年目というのは、この委託料というのは少なくなりますか。例えばコーディネート料がいくらになるのか、報告書作成がいくらになるのか、私はわかりませんが、じゃあ二年度、三年度については、報告作成料だけで済むということで、子どもたちの実際の使うべき金が多くなるのかなという、どうですかと聞いているわけです。

○ 議長 亀里敏郎君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮里徳成君

これにつきましては、島袋議員がおっしゃるとおり、2年、3年目につきましては、コーディネートは既に、この事業の経験もするわけですから、コーディネート料は大幅に減額をして、報告書は作らないといけないので、それについては指導を受けるという形でやりまして、2年目、3年目については、もっと子供たちの活動の方に振り向けていきたいと考えております。

○ 議長 亀里敏郎君

13款諸支出金。諸支出金ありませんか。〔「進行」の声あり〕

歳入、歳出一括して質疑を許します。11番 渡久地政雄議員。

○ 11番 渡久地政雄議員

歳入5ページをお願いします。歳入5ページ雑入の細節83.伊江島ゆり祭り時の収入金なんですけれども、去ったゆり祭りも、立派なゆりが咲いていたんですけども、ちょっと早咲きというか、ゴールデンウィークには、ちょっと大分、散っていたんですけども、それにもかかわらず今回は約90万円近くの予算を組んで、世界のゆりの85種類をふやしたために、見事に観光団も来村の皆さんも大満足して帰られたことだと思います。しかし、その収入金の今年からはじめたわけなんですけれども、募金箱ですね。これ今回、この期間3万2,000名来場されておりますけれども、どのような感じでやって、この私に言わせれば3万円、少ないのか多いのか、皆さん期待外れなのか、ちょっとわかりませんが、今後そのようだと続けるべきなのか。これはテストパターンだったのか、今後その予算に対して、次回はどうするのか、ちょっと詳しく説明をお願いします。

○ 議長 亀里敏郎君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

ただいまの渡久地議員の質問について、お答えいたします。

この募金箱を置いたのは、本部前ですね。この実行委員会が本部としているインフォメーションの前に募金箱を置きまして、今回ゆり祭りに対する協力金としていただきました。これからどうするのかということで、これまで何回もいろんな議会の中で質問されている、「入場料を取る予定がないのか」「取らないといけないのじゃないか」という議員の皆さんの御意見も聞いております。そうした中のひとつの取り組みとして今回募金箱を置きまして、そのこれを踏まえまして、またいろんな実行委員会等とも協力団体とも協議いたしまして、入場料とか、そういったところの足がかりになるテーブルにつくためのひとつの足がかりとして

今回設置いたしました。

○ 議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

渡久地議員のただいまのゆり祭りに関連しての協力金についての答弁、商工観光課長からもありましたが、私からも若干、ゆり祭りの中で、その協力金を受ける募金箱について、個人的に考えましたので、若干答弁させていただきます。

先ほど商工観光課長が本部のそばに置いてあるというふうに言われていましたが、本当に協力金をお願いする気持ちがあるのかどうかわかりませんが、非常に申し訳そうにくのぐらいの部分で、なかなかそこで協力金をお願いしますという部分がなかなか来場する方に伝わっていないような感じを受けましたので、今回テストケースとして先ほどありましたように、御存知のように入場料を取る、取らないについては、賛否両論ありまして、それに向けてのひとつのテストケースとして村としてゆり祭り会場にその辺の協力金を募る募金箱を置こうということをやりましたが、ちょっと方法的に本当の部分を感じていますので、今後協力金を募るのであれば、もっと多くの方にわかりやすく協力募金をお願いするような方法をとるか。そうしないと今の現状のままでは、そういうことで申し上げたので申しわけない程度に、本部のそばに置いてありますので、この辺は今後、庁議でもっと大々的にやってしらせて協力金を仰ぐのか、それとも入場料の徴収について、もっともっと踏み込んだ議論を、賛否両論あるのを存じておりますが、その辺を含めて内部で検討させていただきたいと思えます。

○ 議長 亀里敏郎君

11番 渡久地政雄議員。

○ 11番 渡久地政雄議員

そうですね。本当にたったと言ったら失礼かもしれませんが、やった方に対して本当にありがたいわけですが、やるなら大々的にやってほしい。また入場料は今、賛否両論あるからよろしいですけども、補正で、世界のゆりが世界には280種類ですか。世界のゆり、原種あるということで、今回は伊江村は85種ということで、見事に咲いて新しいゆりを見たんですけども、今後それと関連をして来年もふやしていくのかどうか。ちょっとこの関連のところをお願いします。関連して。

○ 議長 亀里敏郎君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

今好評を博して、そしていろんなゆりの品種があるということ、観光客はもちろんですが、地元の人もすごい喜んでたというのがありますから、できましたらいろんな品種をふやしていければとは考えております。

○ 議長 亀里敏郎君

歳入歳出、ほかにありますか。11番 渡久地政雄議員。

○ 11番 渡久地政雄議員

皆さんこの伊江島スマートアイランド構築調査事業成果報告書が届いていますけれども、市長、3ページを開けてもらえますか。持っていないですか。これは政策室長だろうけれども、ちょっとあとでいいとして。この伊江村の概況の位置の伊江村は沖縄本島北部の本部半島の備瀬崎西方約9キロにある伊江島に位置し、この1島で国頭郡伊江村をなしているということで、何かよそよそしいような文言と、備瀬崎西方は約4キロか3キロ近くしかないと思うんですけども、これが当たっているかどうかと。

11ページお願いします。民家体験泊事業実績の中で、平成15年から昨年平成23年度まで、人数で延べ人数で4万9,018人になっていますけれども…。

あっそうなんですか。また皆さんの手元にあるのかと思って、政策室長にあれしていますけれども、大丈夫ですか、進めていいですか。

まず室長。3ページのほうと、11ページ、商工観光課と担当は思うんですけども。今日までの平成15年から平成23年度までの延べ人数が4万9,018人なんですけれども、これ当たっているかどうか。と言うのは、平成24年度は民泊5万7,000人、1年で来たと思うんですけども、これ当たっていますかどうか、ちょっと。これあたっていますかね、確認をお願いします。

○ 議長 亀里敏郎君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

ただいまの御質疑にお答えいたします。

きょう、皆さんにお配りしたスマートアイランド伊江構築調整事業、これは資料としてお渡ししたのでちょっと手元になくて申しわけなかったんですけども、今ちょっとこれ御質疑の件につきましては、ちょっと位置的にも、距離的にも文章的にもちょっと矛盾するところがございますので、このあたりをもう一度整理をして、修正なりをして、また皆様に御報告させていただきたいと思います。

それと11ページのこの民泊事業につきましても、もう一度、数字的に誤りがあると思われるので、そのあたりももう一度精査をして、修正をして皆様に御報告をさせていただきたいと思ます。大変申しわけございませんでした。

○ 議長 亀里敏郎君

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第36号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思ます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第36号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第36号 平成25年度伊江村一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第36号 平成25年度伊江村一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻16時02分)

再開します。

(再開時刻16時15分)

総務課長から資料の説明がありますので、これを許します。

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

先ほど、図面を配るということで、図面ありますけれども、あくまでもまだ中身は調整ということで、唐小堀の北側に今計画しているわけですが、その面積が6筆ありまして、この唐小堀のこのかどですね。面積が1,864平米で563坪ですね。先ほど来、いろいろありますが、この中身といたしましては、水利事業所とも調整をして今後進めてまいります。以上です。

○ 議長 亀里敏郎君

日程第14 議案第37号 平成25年度伊江村診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第37号 平成25年度伊江村診療所特別会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,552万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,652万7,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

詳細については事項別明細書をもちまして福祉保健課長から説明をさせたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○ 議長 亀里敏郎君

福祉保健課長 金城和廣君。

○ 福祉保健課長 金城和廣君

御説明を申し上げます。歳入1ページをお願いいたします。5款1項1目繰越金は、平成24年度の歳入歳出決算額が確定いたしましたので、2,552万7,000円を計上してございます。

次のページをお願いします。歳出1ページです。1款1項1目事務費3節職員手当等、細節4.住居手当45万9,000円の増額は人事異動に伴う計上でございます。

次のページをお願いします。3款1項1目予備費は歳入歳出をそれぞれを相殺し2,506万8,000円の計上でございます。以上です。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を許します。〔「進行」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第37号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第37号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第37号 平成25年度伊江村診療所特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第37号 平成25年度伊江村診療所特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第38号 平成25年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第38号 平成25年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,499万4,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,799万4,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

なお、詳細にわたりましては住民課長から、事項別明細書をもって説明をさせますが、その前に今般、今婦仁村で起こりまして、新聞報道もありました国民健康保険の被保険者証の保険者の公印についても含めて住民課長から伊江村の状況を説明をさせたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

ただいま村長からありました国民健康保険被保険者証の公印の誤りについて、おわび申し上げます。

平成25年6月12日新聞報道でありました国民健康保険被保険者証の押印ミス報道がありましたが、本村においても、国民健康保険者証の公印を確認しましたところ、新聞報道で報じられているように、本来伊江村の印を捺印するべきところを、伊江村長の印を誤って捺印したまま村民に交付しておりまして、深くおわび申し上げます。この保険証を交付したのは2月25日から3月1日の間に、各区公民館で行われました村県民税の申告時に合わせまして、保険証の更新、交付をしております。保険証の交付件数は2,359件とあわせまして、国保の保険に関する標準負担減額確認認定書を含めまして、これが138件交付しております。今後の対応といたしましては、公印の誤りの保険証が保険証及び限度額認定証の利用に問題がないことや、きょう現在、村民が利用しました医療機関等からの問い合わせや疑義照会がないことから、現行の保険証を有効期限内、平成26年3月31日までそのまま利用させたいと考えております。次回の保険証の更新に向けて、今後今回のようなミスがないように課内での確認、チェック機能を強化し、適正な業務の執行運営に努めてまいります。大変御迷惑をおかけしました。

それでは補正予算、事項別明細書をもって説明いたします。

歳入1ページをお願いいたします。8款1項1目一般会計繰入金、一般会計でも説明しました今回の人事異動に基づきまして、職員の給与等に不足が見込まれますので、13万9,000円の補正増額をしております。

歳入の2ページをお願いいたします。9款1項1目繰越金、平成24年度の歳入歳出を相殺し5,485万5,000円の繰り越しが決定しましたので、補正を計上してございます。

歳出の1ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費、これは今回の人事異動に伴います職員手当等の増額でございます。13万9,000円です。

歳出の2ページをお願いいたします。9款1項1目基金積立金5,485万6,000円、歳入で繰り入れました金額は保険給付費等に不足が生じたときの財源に充当したく、積み立てたいと思います。以上です。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第38号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第38号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第38号 平成25年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第38号 平成25年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第39号 平成25年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

議案第39号 平成25年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出の予算総額に歳入歳出それぞれ203万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,603万6,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

事項別明細書をもって、住民課長から御説明をさせたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西 江 忍 君

歳入1ページをお願いいたします。1款1項2目普通徴収保険料54万8,000円の補正でございますが、保険料の未納が4件ございまして、計上してございます。

歳入の2ページをお願いいたします。4款1項1目事務費繰入金、次の繰越金、予備費等を調整しまして、事務費を132万5,000円を減額補正してございます。

歳入の3ページをお願いします。5款1項1目繰越金、平成24年度の歳入歳出相殺しまして、281万3,000円、繰越額が決定しましたので、補正計上をしてございます。

歳出1ページ、4款1項1目予備費203万6,000円の増額は、不測の支出があった場合に備えての補正増額でございます。以上です。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第39号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第39号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第39号 平成25年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第39号 平成25年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第17 意見書第2号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書（案）を議題とします。

本案は、提出者 内田竹保議員、賛成者 名嘉 實議員から提出されております。

本案について、提案理由の説明を求めます。7番 内田竹保議員。

○ 7番 内 田 竹 保 議 員

訂正をお願いいたします。お手元に配ってあります意見書のあて先の中で、総務大臣の「新蔵」「蔵」となっておりますけれども、「藤」に訂正をお願いいたします。「新藤」です。

ただいま議題となりました意見書第2号は、請願者 B型肝炎・C型肝炎患救済沖縄の会、代表 吉浜昇氏よりの請願であります。5月16日に吉浜氏と名嘉實議員が紹介者として、直接、亀里議長と面談し、意見書採択の要請がありました。また本議会、議会運営委員会においても審議し、採択しての提案であります。

それでは案文を朗読して、説明にかえます。

意見書第2号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書（案）

我が国には、B型肝炎150万人、C型肝炎200万人ほどの感染者・患者がいると推定され、その大半は集団予防接種や治療時の注射針・筒の使い回し、輸血、血液製剤の投与などの医療行為による感染が原因の医原病とされる。このような感染被害の拡大を招いたことに対する「国の責任」と、肝炎患者を救済する責務を明記した肝炎対策基本法が平成22年1月に施行されました。

しかし、今なお感染被害は償われず、多くの患者が肝炎の進行と高い医療費負担、差別などに苦しめられ、毎日約120人もの肝炎患者が亡くなっている。「薬害C型肝炎救済特別措置法」、「特定B型肝炎感染者への給付金等支給特措法」が成立し、裁判を通じて補償・救済されるしくみができた。しかし、カルテや明確な証明が必要なため、裁判にだして救済されるのはほんの一握りにすぎない。C型肝炎患者の9割以上を占める注射器の使い回しや輸血が原因の患者、母子感染ではないとの証明などができないB型肝炎患者の大半には補償・救済のしくみがない。肝炎治療費そのものへの支援策がないため、医療費が払えずに治療を断念せざるをえず、重症化し、命の危険にさらされる患者も少なくない。

このように現行法によって法的救済、補償を受けられる患者はごく一部であり、注射器の使い回し、輸血、薬害によるB型・C型肝炎患者に対して、国が感染被害を償い、いつでも、どこでも安心して治療を続けられるために、肝炎治療と命を支える公的支援制度を確立することが求められている。

よって、国会及び政府におかれては、肝炎対策基本法に基づいて、医原病によるB型・C型肝炎患者を救済するため、下記の事項について速やかに必要な措置を講ずるよう強く要望する。

記 1 肝炎対策基本法に基づき患者救済に必要な法整備、予算化をすすめ、B型・C型肝炎患者が適正な救済を受けられることを旨とした救済策を実施すること。

2 肝炎治療薬、検査費、入院費への助成をはじめ、肝炎治療費への公的支援制度を確立するとともに、肝硬変、肝がん患者への障害者手帳の交付基準を改善し、肝炎対策基本法が定めたB型・C型肝炎による肝硬変、肝がん患者への特別な支援策を講じること。

3 治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発、治験の迅速化などをはかること。

4 肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講ずるとともに、B型・C型肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶をはかること。

5 医原病であるB型・C型肝炎による死亡者には一時金、感染者・患者には健康管理手当・支援金を支給する法制度の確立によって、感染被害が償われ、持続的に治療を続けられる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月20日 沖縄県国頭郡伊江村議会

(あて先)は、衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 平田健二殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、法務大臣 谷垣禎一殿、財務大臣 麻生太郎殿、総務大臣 新藤義孝殿、厚生労働大臣 田村憲久殿。

以上であります。私の読み間違い等についてありましたら、議長のほうに訂正をお願いしたいと思います。以上です。

○ 議長 亀里敏郎君

本案について、提案理由の説明がありました。

これで提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております意見書第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって意見書第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから意見書第2号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書(案)を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって意見書第2号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第18 閉会中の議員派遣についてを議題といたします。お諮りします。

閉会中の議員派遣については、別紙のとおり派遣することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中の議員派遣については、別紙のとおり決定いたしました。

次にお諮りします。ただいま可決されました議員派遣の内容については、今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議員派遣の内容に変更を要するときは、その取り扱いについては議長に一任することに決定いたしました。

次にお諮りします。本定例会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成25年第5回伊江村議会定例会を閉会します。

(閉会時刻16時40分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 亀 里 敏 郎

署名議員 (11番) 渡久地 政 雄

署名議員 (2番) 内 間 広 樹